

はじめに

近年は、社会経済の成長や生活様式の多様化に伴い、従来からの大気汚染や水質汚濁の公害問題に加え、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻な事態となっております。

本市は、田園や平地林、河川など緑と水が豊かな里地環境を基盤に伝統工芸や商業工業等が発展し、自然と共に人々の暮らしや産業が繁栄してきました。

良好な環境資源は「市民共有の財産」であり、後世に引き継ぐ責務を負っていると考えられ、限りある環境資源の中で自然と人間とが共生する環境負荷の少ない「循環型社会」の構築が何よりも必要だと考えています。

本計画は、「結城市環境基本条例」に掲げる基本理念を具現化するものであり、市民、事業者、行政の具体的な取組みや数値目標を掲げ、各主体が環境に配慮した取組みを進める際の目安として、分かりやすいものとなるように策定しました。

今後は、本計画をもとに、本市が目指す環境像「みんなで育むふるさとの環境 自然と伝統が織りなすまち 結城」の実現に向け努力してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議、ご検討いただきました結城市環境審議会や結城市環境基本計画策定委員会の委員の皆様、アンケートやパブリックコメントに協力していただいた市民、事業者の皆様方に心から感謝申し上げます。



平成25年3月

結城市長 前場 文夫

目 次

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の目的.....	2
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 計画の対象期間.....	3
1-4 計画の対象とする環境.....	3
1-5 計画の対象主体.....	3
1-6 計画の対象地域.....	4

第2章 結城市が特に取り組むべき課題

2-1 自然環境.....	6
2-2 生活環境.....	8
2-3 快適環境.....	10
2-4 地球環境.....	13
2-5 共通事項.....	15

第3章 計画の目標

3-1 結城市の環境保全・創造の基本理念.....	18
3-2 結城市が目指す環境像.....	19
3-3 環境目標.....	20

第4章 環境施策

4-1 各主体の役割.....	24
4-2 環境施策の体系.....	25
4-3 環境施策.....	26

[自然環境]

活気あふれる里地をまもり人と自然が共生するまち.....	28
------------------------------	----

[生活環境] のびのびと健やかに暮らせるまち.....	34
-----------------------------	----

[快適環境] にぎわいがあり美しく誇りのもてるまち.....	43
--------------------------------	----

[地球環境]

一人一人が自主的に取り組む地球環境にやさしいまち.....	48
-------------------------------	----

[共通事項] みんなで協力しみんなで担うまちづくり.....	51
--------------------------------	----

第5章 重点施策

[重点施策1 / 自然環境]	耕作放棄地の活用・解消.....	56
[重点施策2 / 生活環境]	3Rを通じた資源の有効活用と適切な廃棄物処理の徹底.....	58
[重点施策3 / 快適環境]	美しいまちづくりに向けたマナー・モラルの向上.....	60
[重点施策4 / 地球環境]	身近なことから始める地球温暖化対策の取り組みの普及促進.....	62
[重点施策5 / 共通事項]	地域が一丸となって環境保全に取り組む基盤づくり.....	64

第6章 計画の推進・進行管理

6-1	計画の推進体制.....	68
6-2	計画の進行管理.....	71
6-3	経済的障壁への対応方策の検討.....	72

資料編

資料1	結城市環境基本条例.....	資 1
資料2	計画の策定体制.....	資 5
資料3	計画の策定経過.....	資 7
資料4	結城市環境基本計画について 一諮問・答申一.....	資 8
資料5	市民意見（パブリックコメント）の概要.....	資 10
資料6	環境に関するアンケート調査結果.....	資 12
資料7	環境指標一覧.....	資 16
資料8	用語解説.....	資 20

※ 字句右肩の「*」は対象語句が用語解説へ掲載されていることを示します。

第1章

計画の基本的事項

1-1	計画策定の目的	2
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の対象期間	3
1-4	計画の対象とする環境	3
1-5	計画の対象主体	3
1-6	計画の対象地域	4

第1章では、計画策定の目的や計画の位置づけ、対象期間、対象とする環境、対象主体、対象地域など、本計画の前提となる基本的事項を整理しています。

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の目的

本市は肥沃な土壌と豊富な水に育まれた里地を形成し、米をはじめ首都圏の生鮮野菜の供給基地として様々な農産物を生産するほか、美しい田園風景が人々の目を楽しませています。

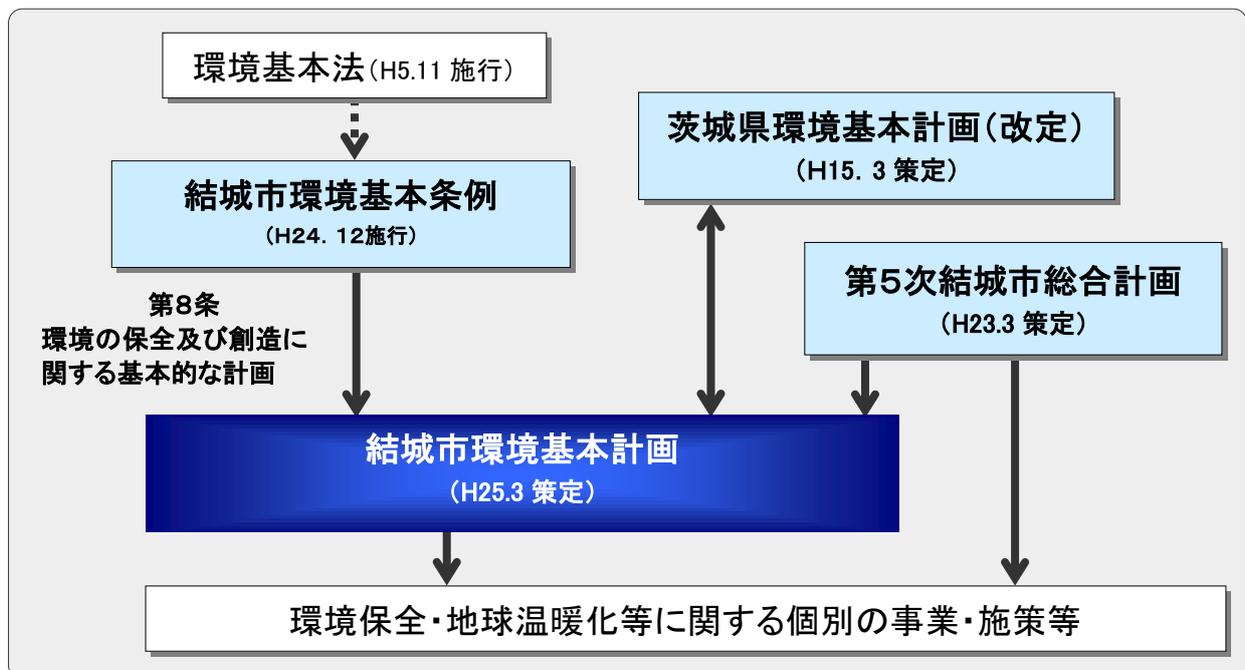
しかし、日常生活や事業活動の中で発生する大気汚染や水質汚濁、騒音等の公害問題から、廃棄物や不法投棄問題、地球規模で発生する地球温暖化まで、様々な環境問題が顕在化しています。これらの問題の改善を図り、本市の環境を将来へ受け継ぐためには、市民一人一人が環境の大切さを深く理解し日常生活のあり方を見直し、真剣に取り組むことが重要です。

本計画は本市の環境の保全と創造に向けた環境行政を進める上での骨格を成し、長期的な目標と施策の方向性を示すとともに、結城市環境基本条例で定める基本理念の実現を目的として策定します。

1-2 計画の位置づけ

本市における本計画の位置づけは、主に以下に示すとおりです。

- ◆ 環境面において本市の最も基本となる計画であり、「第5次結城市総合計画」を環境面から具現化するための指針とするもの
- ◆ 「結城市環境基本条例」に掲げる基本理念を具現化するものであり、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、市の各部門において施策を立案・実施するための指針とするもの



▲計画の位置づけ、相互の関連性

1-3 計画の対象期間

本計画は平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間で計画期間とし、第 5 次結城市総合計画の前期基本計画の期間に合わせて平成 27 年を中間年とします。

なお、見直しについては本市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜実施します。

1-4 計画の対象とする環境

本計画の対象となる環境の範囲は、概ね以下のとおりです。

自然環境	私たちの身のまわりに存在する空気や土、生物など、生物の生存基盤となる環境 農地・平地林／動植物・生態系 など
生活環境	私たちが生活・活動することにより何らかの影響を受け、新たに発生する環境 水・土壌環境／廃棄物／大気質、音、におい など
快適環境	生活空間の中の緑、音、かおり、親水空間など、ふれあいの中で快適と感じる環境 河川・水辺／緑地／まち美化 など
地球環境	地球温暖化など、地球的規模で変化・進行する環境 地球温暖化 など

1-5 計画の対象主体

本計画の対象とする主体は、市民、事業者、滞在者※及び市とします。

※ 滞在者－出張、観光・レクリエーション等による市内の一時滞在者及び通過者を指す

1-6 計画の対象地域

本計画は市内全域を対象とします。

ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や茨城県、国及び地球全域も視野に入れた計画とします。



▲ 計画の対象地域

第2章

結城市が特に取り組むべき課題

2-1	自然環境	6
2-2	生活環境	8
2-3	快適環境	10
2-4	地球環境	13
2-5	共通事項	15

第2章では、本計画を策定する背景として、基礎調査において把握した本市の環境の特徴を踏まえ、特に取り組むべき課題について分析し整理しています。

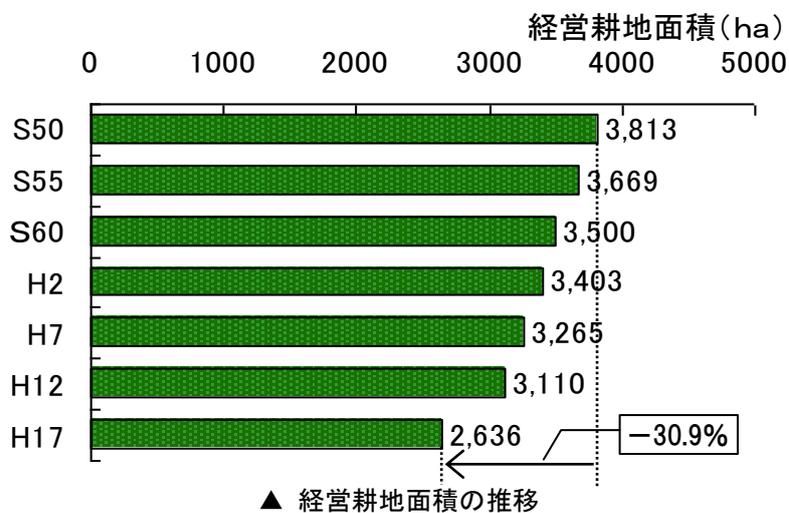
第2章 結城市が特に取り組むべき課題

2-1 自然環境

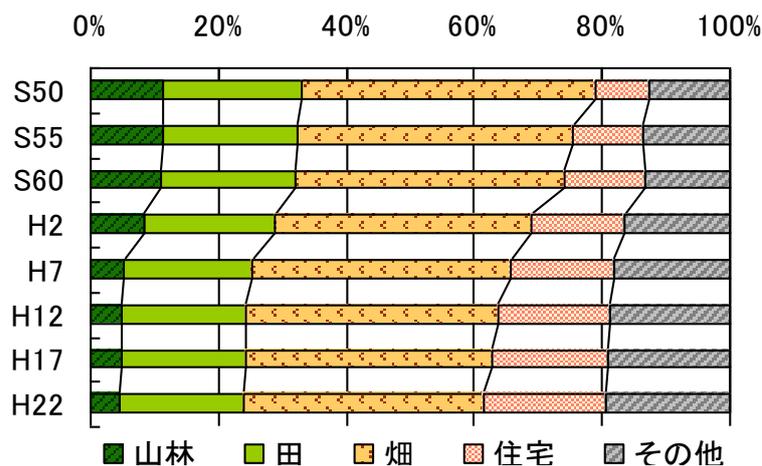
課題①：耕作放棄地の活用・解消と、優良農地の確保

本市は肥沃な土壌と豊富な水に恵まれ、米をはじめとして、白菜やレタス、トマトなど多彩な農作物を生産し、首都圏の生鮮野菜の供給基地としての役割を担っています。

しかし、後継者不足による農家人口の減少や、農業者の高齢化などにより耕作放棄地が増加する傾向にあります。担い手の育成や営農支援とともに、耕作放棄地を解消し優良農地を確保・保全することが求められます。



資料：統計ゆうき(茨城県農業基本調査，世界農林業センサス，農林業センサス)



資料：税務課固定資産概要調書

課題②：野生生物の適切な管理

市内では、メダカやタガメ、ゲンジボタルなど、希少生物の生息が確認されています。

しかしその一方で、特定外来生物*に指定されているウシガエルやアレチウリ、オオキンケイギクをはじめとする外来種も多数観察されています。

また、平成22年に名古屋市で開催されたCOP10(「国連地球生きもの会議」)をきっかけとして、近年、生物多様性*の保全に対する取り組み機運が高まっています。

野生生物の保護・保全に取り組むとともに、外来種の生息拡大防止などに努めていくことが求められます。

▼ 市内に生息する希少生物

分類群名	種名	レッドデータブックカテゴリー	
		環境省	茨城県
哺乳類	ニホンリス／エゾリス		希少種
鳥類	アオバズク		希少種
	カッコウ		希少種
魚類	メダカ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種
昆虫	ゲンジボタル		危惧種
	タガメ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種
	ハッチョウトンボ		希少種
	オオムラサキ		希少種
	マツムシ		希少種

資料：環境省 自然環境保全基礎調査(S58年度～H10年度)、
環境省インターネット自然研究所「RDB 図鑑(H23.7現在)」、
茨城県「茨城県版レッドデータブック」(植物編H11.3, 動物編H13.3)

▼ 市内で生息が確認された外来種

特定外来生物		
両生類	ウシガエル	<i>Rana catesbeiana</i>
魚類	カダヤシ	<i>Gambusia affinis</i>
植物	アレチウリ	<i>Sicyos angulatus</i>
	オオキンケイギク	<i>Coreopsis lanceolata</i>

要注意外来生物		
植物	オオブタクサ	<i>Ambrosia trifida</i>
	コマツヨイグサ	<i>Oenothera lacinata</i>
	セイタカアワダチソウ	<i>Solidago altissima</i>
	セイヨウヒルガオ	<i>Convolvulus arvensis</i>
	セヨウタンポポ	<i>Taraxacum officinale</i>
	タチアワユキセンダングサ	<i>Bidens pilosa</i>
	ハルジオン	<i>Erigeron philadelphicus</i>
	ヒメジョオン	<i>Stenactis annuus</i>
	ムラサキカタバミ	<i>Oxalis corymbosa</i>
	アカミタンポポ	<i>Taraxacum laevigatum</i>
	オオオナモミ	<i>Xanthium occidentale</i>
	アメリカセンダングサ	<i>Bidens frondosa</i>
	コセンダングサ	<i>Bidens pilosa</i>

資料：環境省 自然環境保全基礎調査(S58年度～H10年度)、
茨城県 平成23年度特定外来生物(植物)生育分布調査(H23.9)、
環境省資料「特定外来生物等一覧(H23.7現在)」

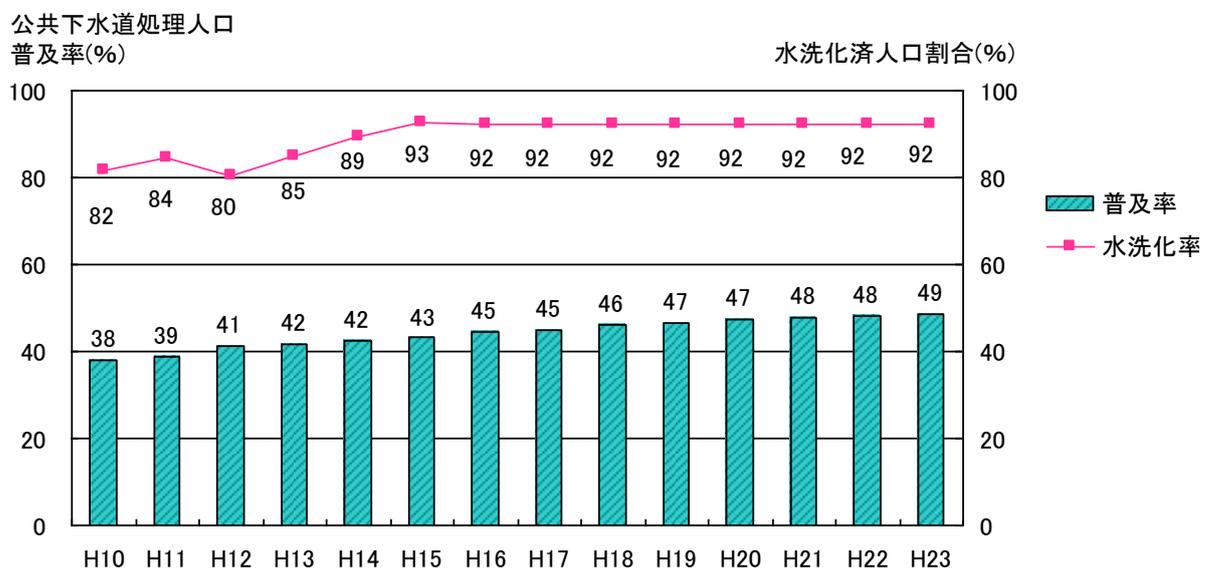
2-2 生活環境

課題①：生活排水処理施設の計画的な整備

本市の生活排水処理の現状については、農村地域の混在化・兼業化、生活様式の変化により、家庭からの生活雑排水量が増加しています。さらに、し尿・生活雑排水処理施設整備の遅れから、農業用水の水質が悪化する事態を招いています。

本市における公共下水道処理の人口普及率は H20 年度において 47%と県平均の 54%よりも低く、汚水処理の人口普及率についても H20 年度において 68%と県平均の 75%より低いのが現状です。

早急な生活排水処理施設の整備に向けて、財政的な負担や整備の効率性・実効性を勘案し、下水道(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など)計画の見直しを含めた、更なる整備の推進が求められます。



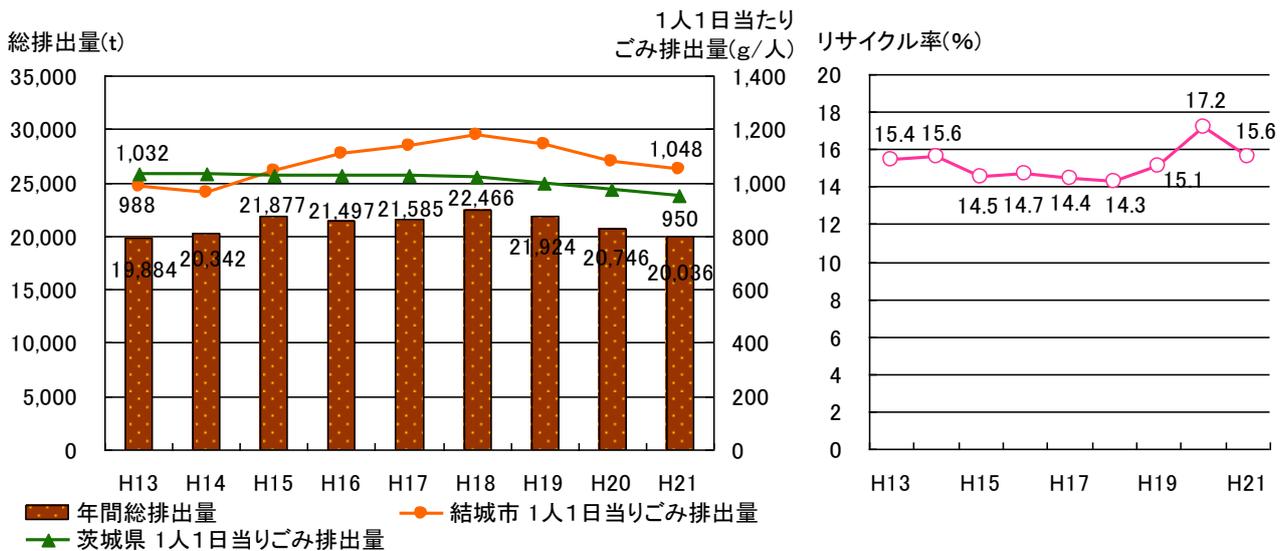
▲ 公共下水道処理人口普及率及び水洗化率の推移

資料：統計ゆうき(下水道業務課)

課題②：各主体が一丸となった3R*の推進

本市における一般家庭から排出される生活系ごみの1人1日あたりのごみ排出量は、茨城県内の平均とほぼ同等の値を示しており、ごみの排出量は年々減少する傾向にあります。また、「ごみ出し状況(分別・収集方法)のよさ」に対して多くの市民が満足度を示しています。

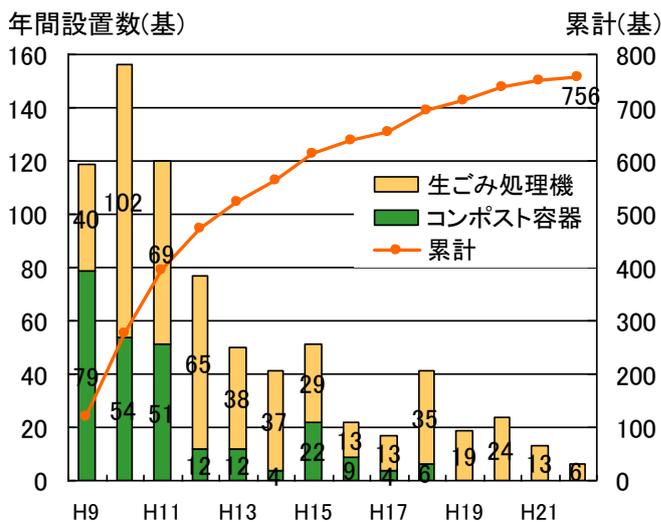
一方で、リサイクル率については、平成21年度において15.6%と茨城県内の平均値をやや下回っています。今後も市民・事業者・滞在者・市が一丸となって3Rに取り組み、ごみの減量を図るとともに、限りある資源の再使用や再生利用を促進することが求められます。



▲ ごみ排出量およびリサイクル率の推移

資料：総排出量 / 統計ゆうき、

1人1日あたりごみ排出量、リサイクル率 / 茨城県「茨城県の一般廃棄物処理事業年報」(廃棄物対策課)



▲ ごみ減量化器具補助基数の推移

資料：生活環境課



▲ かんきょうカレンダー

資料：生活環境課

2-3 快適環境

課題①：親しみと安らぎのある河川の保全

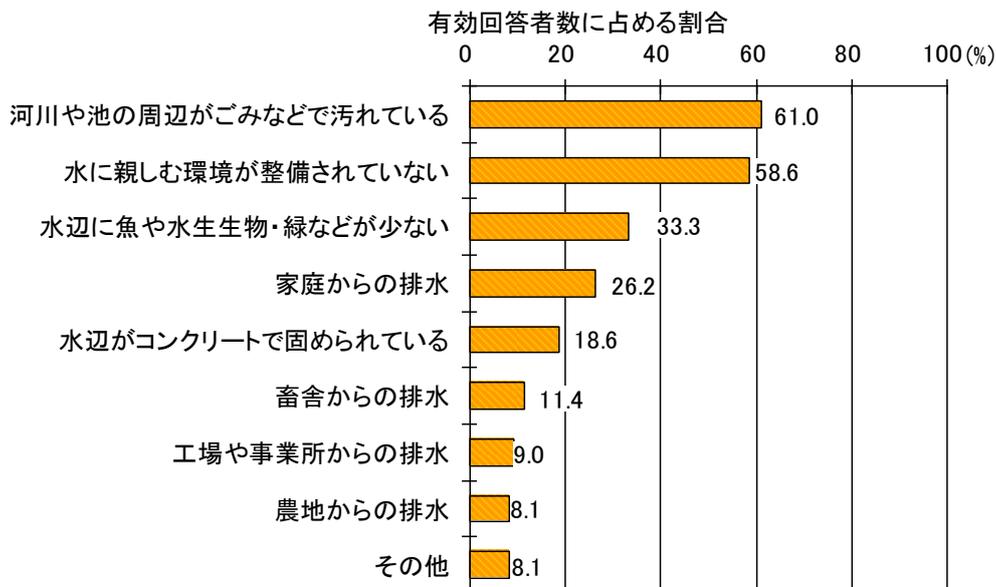
本市は鬼怒川をはじめとする河川が市域を南北に流れ、生活へうるおいを与えています。水質は概ね環境基準を達成しており、サケをはじめ様々な生物が生息しています。

しかし、地域によっては河川環境に対して「河川や池の周辺がごみで汚れている」「水に親しむ環境が整備されていない」と不満が示されています。

豊かな水に育まれた本市の自然環境を象徴するシンボルとして、市民との協働によりごみのない美しい河川環境を維持するほか、親しみやすい空間の整備など、今後さらにこれらの河川の積極的な保全に取り組むことが求められます。



▲ クリーン作戦の様子



▲ 市民が河川環境に対して不満を抱く理由

資料：市民・事業者アンケート結果より

課題②：身近で安心・安全な公園の整備・維持管理の推進

本市の市民1人あたり公園面積は茨城県や県西地域の平均よりもやや小さく、さらに市内の公園に関し、「身近な公園や緑地の多さ、利用しやすさ」に対して3割以上の市民が不満を示しています。

身近な公園の整備を進めるとともに、安心・安全で利用しやすい公園の維持管理に取り組む必要があります。

▼ 結城市の都市公園

公園分類		個所	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	26	6.31
	近隣公園	2	2.78
都市基幹公園	運動公園	1	14.97
特殊公園	歴史公園	1	1.2
緑道		4	1.86
都市公園合計		34	27.12

資料：茨城県ホームページ「茨城県の都市公園整備状況」H21.3末現在
(土木部 都市局公園街路課)

▼ 茨城県内の周辺市町の都市公園

	市町村 総人口 (千人)	都市計画 区域人口 (千人)	都市計画 区域面積 (ha)	1人当り 公園面積 (m ² /人)	都市公園 合計個所 (個所)	都市公園 合計面積 (ha)
県合計	2,978	2,872	431,418.6	8.41	1,740	2,415.87
古河市	145	145	12,358.0	11.85	33	171.82
筑西市	109	109	20,535.0	7.89	66	86.04
常総市	66	66	12,352.0	5.45	40	35.95
坂東市	57	57	12,318.0	1.9	2	10.84
結城市	52	52	6,584.0	5.22	34	27.12
桜川市	48	48	17,978.0	5.09	14	24.44
下妻市	46	46	8,088.0	12.54	10	57.69
境町	26	26	4,658.0	0.24	3	0.62
八千代町	24	24	5,910.0	5.22	2	12.53
五霞町	10	10	2,309.0	4.12	10	4.12

資料：茨城県ホームページ「茨城県の1人あたりの都市公園面積」H21.3末現在
(土木部 都市局公園街路課)



▲ けやき公園



▲ 富士見町公園



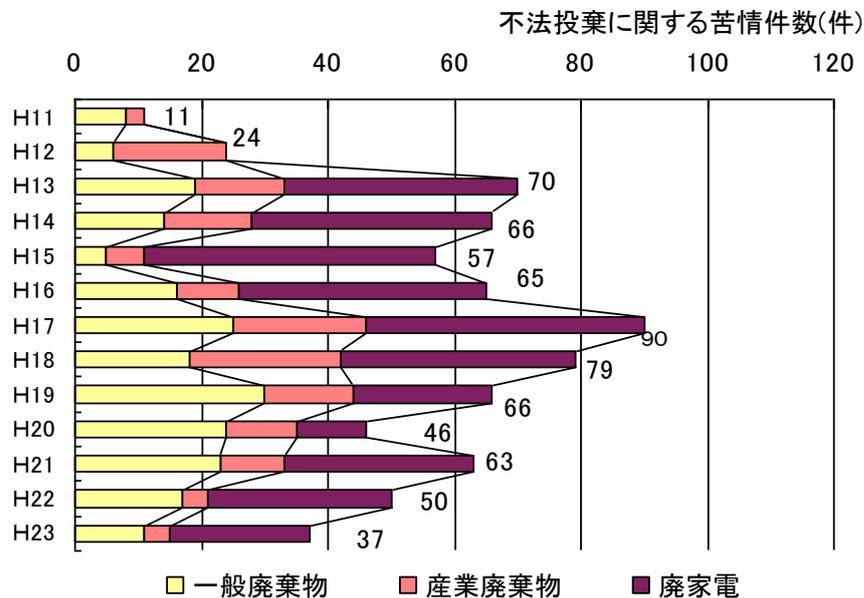
▲ かなくぼ総合運動公園

課題③：不法投棄防止に向けた実効性のある取り組みの推進

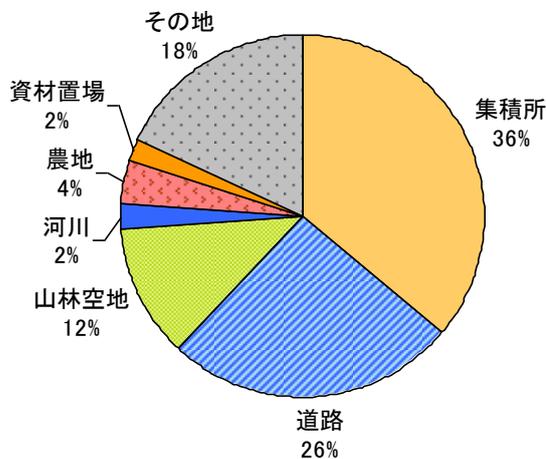
本市では、平地林や河川敷へのごみの投棄をはじめ、不法なごみの投棄が問題視されており、市民から多くの苦情が寄せられています。

市では、不法投棄の防止に向け、環境監視員制度に基づいて不法投棄の監視を実施しており、毎月定点(23箇所)のパトロールを行なっています。また、空地の所有者に対して適正管理を呼びかけることで、抑制に努めています。

しかし、立て看板の設置等による啓発の取り組みだけでは抑止効果に限界があり、平地林をはじめとする民有地における不法投棄が後を絶たない現状です。また、市外からの持ち込みと思われる投棄ごみも散見されます。監視カメラ設置支援など、実効性を伴った防止対策が求められます。



▲ 不法投棄に関する苦情件数の推移
資料：市民生活部 生活環境課



▲ 不法投棄場所
資料：生活環境課



▲ 市内に不法投棄されたごみ

2-4 地球環境

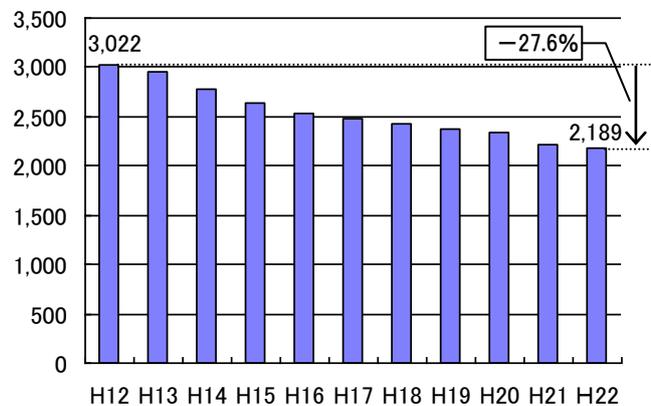
課題①：高齢化社会への対応を見据えた、公共交通機関の利便性の向上

本市は、JR 水戸線が東西に走り、結城駅・小田林駅・東結城駅の 3 駅を有しています。また、民間路線バスが 1 路線、市内巡回バスが 8 路線走行しています。

しかし「公共交通機関の利用しやすさ」に対する市民満足度は低く、公共交通の充実が求められています。また、本市の JR や市内巡回バスの利用者数が年々減少している一方で、自動車保有台数は増加傾向にあり、自動車依存が強まる傾向にあります。

高齢化に伴う生活様式の変化に対応した交通弱者の交通手段の確保・充実をはじめ、市民のニーズに応えた新たな公共交通システムの検討を進めるなど、公共交通ネットワークの強化が求められます。

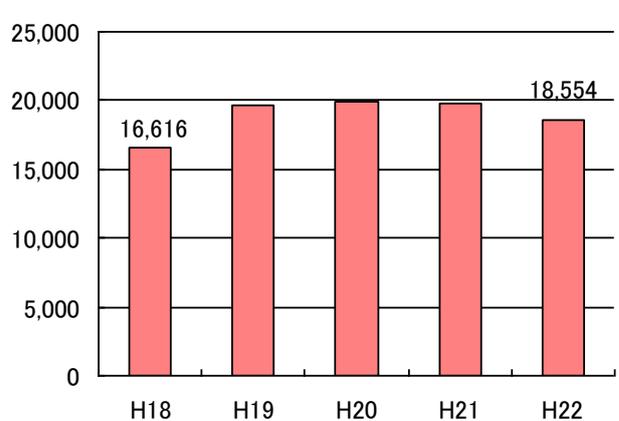
1日平均乗者数(人)



▲ 鉄道利用者数の推移

資料：統計ゆうき(JR 東日本)

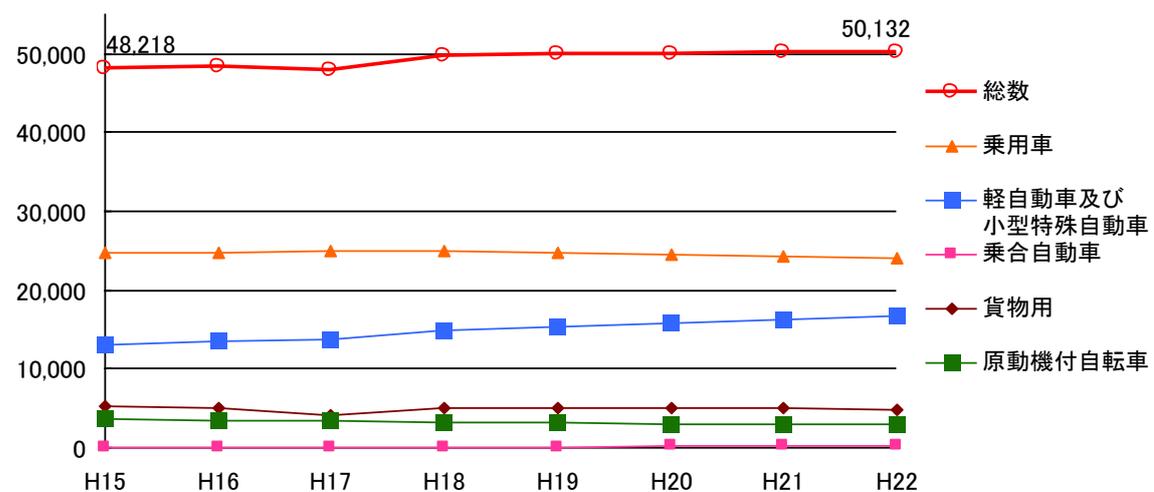
利用者数(人)



▲ 市内巡回バス利用者数の推移

資料：介護福祉課

自動車保有台数(台)



▲ 自動車保有台数の推移

資料：統計ゆうき(関東運輸局茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所, 税務課)

課題②：市民・事業者に向けた実効性のある温暖化対策の取り組み促進

市では、「結城市地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設へ太陽光発電システムを導入するなど温暖化対策に率先的に取り組んでいます。また、地球温暖化防止キャンペーンやパネル展示の開催、公共施設におけるグリーンカーテン設置を毎年実施するなど、市民に対する温暖化防止の啓発活動に対して積極的に取り組んでいます。

しかし一方で、「地球温暖化対策の実施」に対する市民満足度は低い結果を示しています。

市民や事業者に対し、より主体的で実践的な温暖化防止対策の取り組み促進が求められます。



▲ 地球温暖化防止キャンペーンの様子



▲ 太陽光発電システム(情報センター)

課題③：歩行環境の充実、歩く観光の推進

本市は平成 22 年にユネスコ無形文化遺産へ登録された結城紬をはじめ、様々な国・県・市の指定文化財や、見世蔵などの登録有形文化財、多くの神社や寺院が残っており、それらを活かした結城百選の選定や観光ルートづくりにより、観光に訪れる人が増えてきました。

一方で、市内の自動車等の交通量が増加しています。見世蔵や寺社が並ぶ街中は道幅が狭く、交通量が増加することで排気ガスの増加だけではなく、市民や観光客を危険にさらす恐れがあります。

歴史的建造物や街並みの散策をはじめ、歩いて楽しむ観光ルートの検討など、本市全体において環境負荷の少ない移動手段の促進を目指し、観光と連携した安全・便利で楽しく歩ける環境整備が求められます。



▲ ものづくりツアーの様子



▲ きもの day 結城の様子

2-5 共通事項

課題①：積極的なコミュニティ活動を活かした、市民・事業者との協働を促進する仕組みづくり

本市では、市民と協働で環境美化活動に取り組む「環境美化パートナーシップ事業」を実施し環境美化活動に取り組んでいるほか、市政懇談会等を開催し、行政への市民意見の反映に努めています。

本市は自治会・町内会への加入率が92.5%と他市に比較して高く、「地域コミュニティ活動の機会」に対しても高い市民満足度を示しています。このような本市の強みを活かし、新たに市民パートナーシップ事業を実施するなど、各主体の役割を明確にし、市民の意見や提案を積極的に取り入れ、相互に協力した環境保全に取り組むための仕組みづくりが求められます。



▲ 市民によるゴミ拾いの様子

課題②：市民や事業者の自主的な取り組みを促す仕組みづくり

本市における環境保全に関わる市民団体には、環境衛生協議会があります。

市内の事業者については、ISO14001*をはじめエコアクション21*やエコステージ等の認証を受けるなど環境マネジメントシステム*を取り入れ計画的な環境保全活動を実施しているほか、茨城県エコショップや茨城エコ事業者登録制度の認定制度も活用しながら取り組んでいます。



▲茨城県エコショップのロゴマーク

一方で、事業者が環境保全活動に取り組むにあたって「コストがかかる」、「情報や知識の不足」等が課題になっており、市に対して「具体的な事例や環境に関する情報の提供」や「取り組み支援」を求めています。

市民・事業者に対する啓発や研修、PR事業に加え、特に中小規模の事業者に対しては、これらの活動に対する継続性や意欲の向上、負担感の軽減などを勘案した活動支援の仕組みづくりが求められます。

第3章 計画の目標

3-1	結城市の環境保全・創造の基本理念……………	18
3-2	結城市が目指す環境像……………	19
3-3	環境目標……………	20

第3章では、本計画の推進により実現を目指す市の環境イメージとして「目指すべき環境像」を定めています。

第3章 計画の目標

3-1 結城市の環境保全・創造の基本理念

結城市環境基本条例では、本市の環境の保全及び創造に関する基本理念を定めています。本計画では、この基本理念の実現に向けて取り組むものとします。

結城市の環境保全・創造の基本理念

- (1) 全ての市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを後世に引き継がなければならない。
- (2) 自然と人間とが共生し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築しなければならない。
- (3) 市民、事業者及び市が、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組を行わなければならない。
- (4) 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民、事業者及び市が自らの問題として捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

3-2 結城市が目指す環境像

市民、事業者、滞在者そして市が一体となり、環境の保全及び創造を実施するために、本市がこれからのような環境を目指して取り組みを進めていくか、誰もがイメージを共有できる「目指す環境像」を定めました。

みんなで育むふるさとの環境 自然と伝統が織りなすまち 結城

本市は、田園や平地林、河川などで構成される里地環境を基盤に、結城紬に代表される伝統工芸や商業、工業等が発展し、自然とともに人々のくらしや産業が共生してきました。

このようなかけがえのないふるさとの環境に対し、市民・事業者の一人一人が愛着と責任をもち、主体的に環境保全活動へ参加する意志をこめて、環境像を設定しました。



▲環境教育(紙すき)の様子



▲田川の風景※



▲市役所のみどりのカーテン



▲吉田用水路の風景※



▲カモの親子(結城用水路)※



▲きもの day 結城の様子



▲鬼怒川の風景



▲環境美化活動の様子



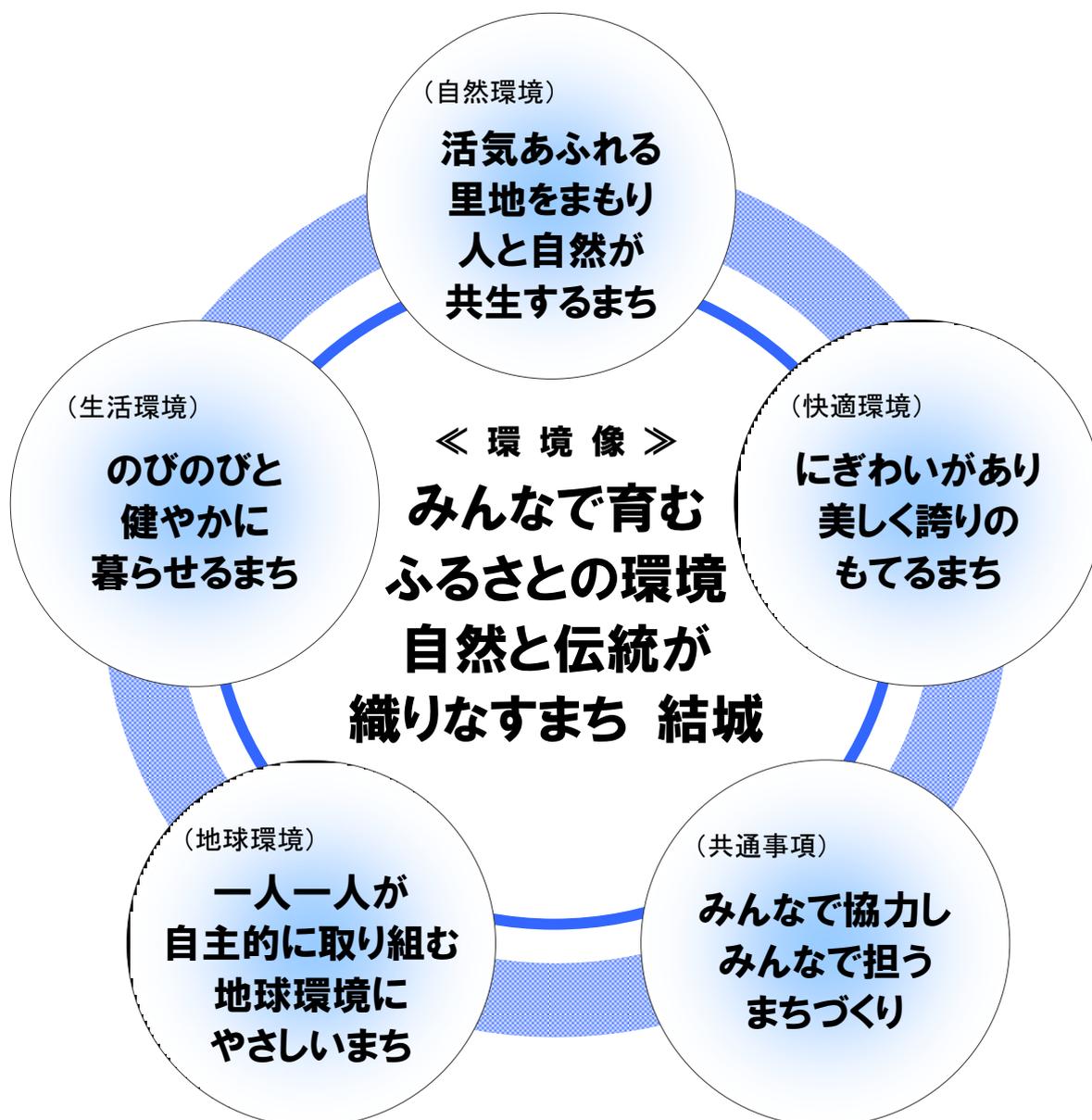
▲田川の風景※

※ 写真提供:結城写遊クラブ

3-3 環境目標

目指す環境像を実現するために、環境分野ごとに5つの環境目標を定めました。それぞれの環境目標の達成に向けて、施策を展開します。

《環境像と環境目標》



環境目標 1 自然環境 / 活気あふれる里地をまもり人と自然が共生するまち

本市は様々な農産物を生産する農地をはじめ、市内を南北に流れる鬼怒川等の河川、平地林などが里地を形成し、生物の生息空間としての役割を担うだけでなく、美しい田園風景とうるおいを与えています。

農地・平地林の適切な管理や耕作放棄地の解消に取り組むとともに、野生生物とその生息空間の保全を通して、「活気あふれる里地をまもり人と自然が共生するまち」の実現を目指します。

環境目標 2 生活環境 / のびのびと健やかに暮らせるまち

生活排水や廃棄物、騒音などは、私たちの生活・事業活動に伴って発生し影響を及ぼし、水質汚濁や大気汚染など生活環境の悪化を招く恐れがあります。

生活排水の適切な処理やごみの減量、騒音・悪臭の発生防止等への取り組みを通して、「のびのびと健やかに暮らせるまち」の実現を目指します。

環境目標 3 快適環境 / にぎわいがあり美しく誇りのもてるまち

私たちの生活の中には河川・水辺や公園、市街地の緑地など、生活空間におけるふれあいの中で、快適だと感じる環境が存在します。

公園の維持管理や身近な水辺の創出等による快適環境の整備に取り組むとともに、不法投棄の防止やポイ捨て禁止の徹底など、まち美化の取り組みを促進し、「にぎわいがあり美しく誇りのもてるまち」の実現を目指します。

環境目標 4 地球環境 / 一人一人が自主的に取り組む地球環境にやさしいまち

近年、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模で環境問題が発生しており、各国が一丸となった対策が求められています。しかし一方で、これらの環境問題は私たちの生活や事業活動に起因しており、一人一人の自覚と日々の取り組みが重要です。

家庭・事業所における取り組みを促進することで温室効果ガスの排出抑制を図り、「一人一人が自主的に取り組む地球環境にやさしいまち」の実現を目指します。

環境目標 5 共通事項 / みんなで協力しみんなで担うまちづくり

本市の環境保全と創造に取り組むにあたり、市民や市内事業者一人一人が関心を持ち、自分自身の問題として捉え、自発的に取り組むことが必要不可欠です。

環境教育の充実や取り組み意欲の向上を図るとともに、情報提供や活動支援など、協働による環境保全活動を推進し、「みんなで協力しみんなで担うまちづくり」の実現を目指します。

第4章 環境施策

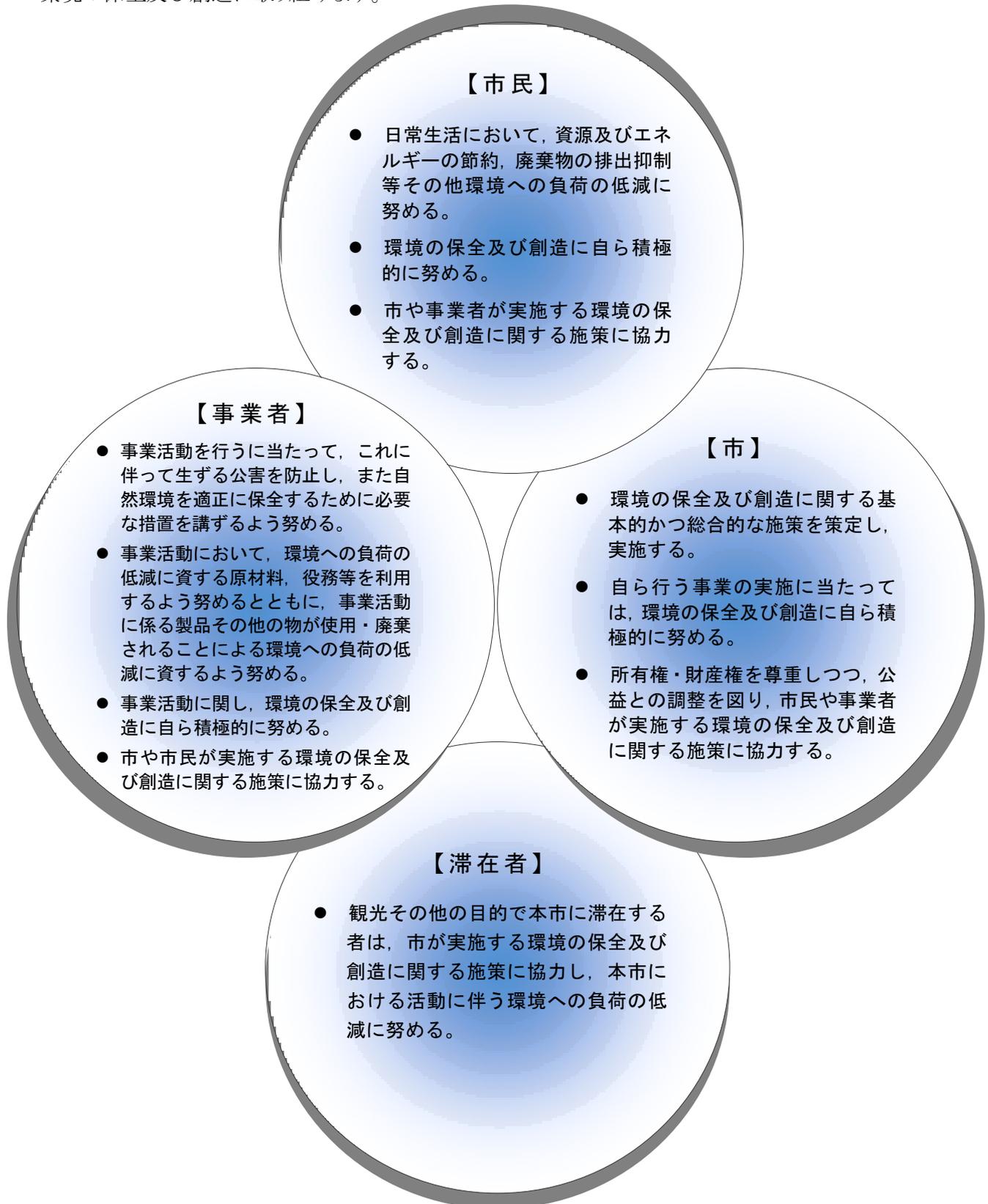
4-1	各主体の役割	24
4-2	環境施策の体系	25
4-3	環境施策	26
	[自然環境] 活気あふれる里地をまもり人と自然が共生するまち	
	[生活環境] のびのびと健やかに暮らせるまち	
	[快適環境] にぎわいがあり美しく誇りのもてるまち	
	[地球環境] 一人一人が自主的に取り組む地球環境にやさしいまち	
	[共通事項] みんなで協力しみんなで担うまちづくり	

第4章では、目指すべき環境像の実現に向けた環境の保全及び創造に関する行政施策や各主体の取組を体系的に整理するとともに、その進捗を管理するための環境指標を設定しています。

第4章 環境施策

4-1 各主体の役割

すべての主体(市民・事業者・滞在者・市)が、公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に、本市の環境の保全及び創造に取り組みます。



4-2 環境施策の体系

「目指す環境像」の実現に向けた、環境保全及び創造に関する施策は以下の通りです。それぞれの環境要素について、体系的に「環境施策」を定めました。



4-3 環境施策

■ 現状

既存文献資料による調査や、市民・事業者への環境保全に関するアンケート調査結果等より、本市の現況を整理しています。

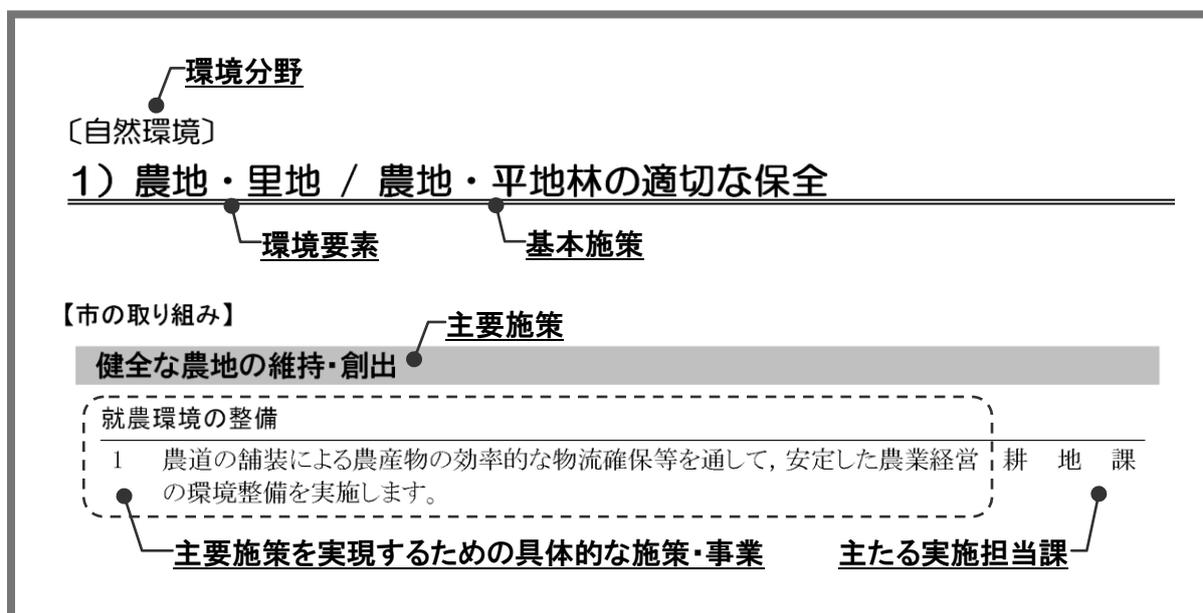
■ 主な課題

本市の環境の現状を踏まえ、本市が取り組むべき課題を抽出し整理しています。

■ 各主体の取り組み

主要施策を掲げ、これを実現する手段として、基本施策ごとに環境保全・創造に向けて市が行う取り組みを示します。

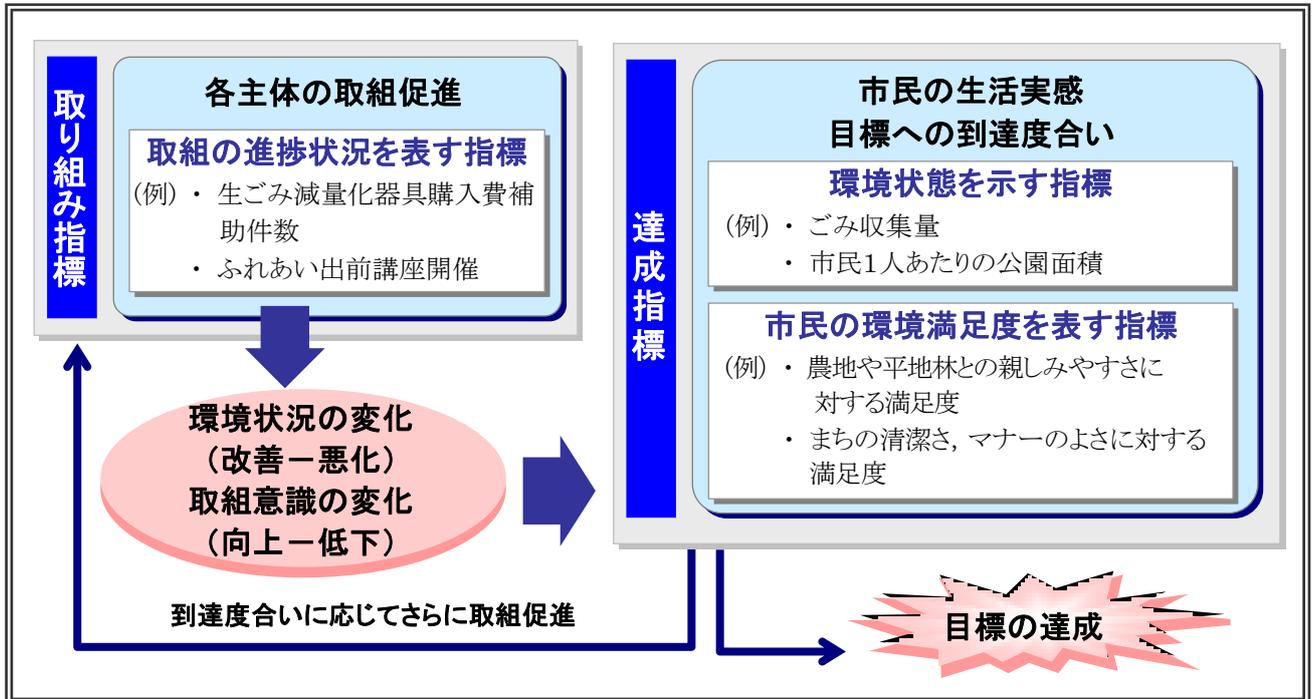
《ページの見方》



■ 環境指標

計画策定後の進行管理において、取り組みが着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているかなどを継続的に点検・評価するため、定量的な環境指標を設定しました。

《指標の考え方》



〔自然環境〕

1) 農地・里地 / 農地・平地林の適切な保全

【現状】

本市は都心から約 70kmに位置し、農業に適した肥沃な土壌を基盤として、米や生鮮野菜、果樹、畜産など多彩な都市近郊農業を営んでいます。

農地は食物の生産地であると同時に、平地林とともに野生生物の生息空間であり、本市の自然環境を形成する要素として大きな役割を担っています。

また、農地や平地林は里地の美しい田園風景を形成しており、身近な環境として市民から親しみやすさに対して高い満足度が示されています。



▲ 市内の田園風景

【主な課題】

- 耕作放棄地の活用・解消, 優良農地の確保
- 環境保全型農業の推進
- 里地風景の保全

【市の取り組み】

健全な農地の維持・創出

就農環境の整備

- | | | |
|---|--|--------------|
| 1 | 農道の舗装による農産物の効率的な物流確保等を通して、安定した農業経営の環境整備を実施します。 | 耕地課 |
| 2 | 農地の借り手・貸し手間の調整を通して、農地の確保と有効利用を促進します。 | 農政課
農業委員会 |
| 3 | 農用地の借手農家等に対する助成を通じた農地流動化により、農地集積の促進及び中核農家等の育成に取り組みます。 | 農業委員会 |
| 4 | 「農業経営基盤強化準備金制度」や「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」等の農業に関わる資金援助の案内を通して、経営支援を実施します。 | 農政課 |
| 5 | 相談窓口の設置など、農業を行なう上で発生する問題を解消しやすい環境づくりを推進します。 | 農政課 |

担い手の育成

- | | | |
|---|--|-----|
| 6 | 県が実施する「いばらき営農塾」への案内等を通して、新規就農者の育成を促進します。 | 農政課 |
| 7 | 「認定農業者*等育成事業」を実施し、認定農業者の経営基盤の強化を促進します。 | 農政課 |
| 8 | 機械等の整備に対する助成を通して、農作業の共同化や農業機械の共同利用を進め、地域営農集団の育成を促進します。 | 農政課 |

耕作放棄地の有効利用

- | | | |
|----|--|--------------|
| 9 | 農地に関わる調査や耕作放棄地マップ作成など、耕作放棄地の現状把握に努めます。 | 農政課
農業委員会 |
| 10 | 耕作放棄地解消計画の策定などを通じ、耕作放棄地解消に向けて地権者と協力しながら具体的に取り組みます。 | 農政課
農業委員会 |

農地の保全

環境保全型農業の推進

- | | | |
|----|---|-----|
| 11 | 害虫の一斉防除による農薬の適正管理を通して、農薬の使用低減を促進します。 | 農政課 |
| 12 | 地区活動組織が行う農村環境向上活動や美化活動に対する補助を通して、農地や農業用水等の資源及び農村環境の良好な保全と質的向上に取り組みます。 | 耕地課 |
| 13 | 「エコ農業茨城推進基本計画」に基づき、エコ農業茨城協定の締結及び地区認定制度への働きかけに努めます。 | 農政課 |
| 14 | 市内で営農する農家に対して、エコ農産物の認証取得を働きかけます。 | 農政課 |

地産地消*の推進

- | | | |
|----|--|----------|
| 15 | 「地産地消推進計画」に基づき、直売所や学校、量販店、交流会等において地産地消の普及・促進に取り組みます。 | 農政課 |
| 16 | 市内の小中学生を対象とした食育指導の実施や、地産地消を取り入れた給食の提供を推進します。 | 学校給食センター |

理解促進

- | | | |
|----|---|--------------|
| 17 | 体験農業やクラインガルテン(滞在型市民農園)*などのグリーンツーリズム*の検討を通して、農業への理解促進および地域振興に努めます。 | 農政課
商工観光課 |
| 18 | 市内の小中学生を対象とした農業体験の実施など、環境教育の一環として農業への理解促進に努めます。 | 農政課 |

平地林の適切な管理・保全

平地林の維持管理

- 19 平地林の保全及び不法投棄の防止に向けた、地権者に対する平地林の適切な管理指導、意識啓発に努めます。

平地林の活用

- 20 広報紙や講習会、環境教育を通して、平地林の多面的機能及び保全に対する理解促進に努めます。

【市民の取り組み】

- 農業体験に参加しましょう。
- 「いばらきエコ農産物」など、減農薬・減化学肥料栽培などの環境保全型農業で生産した作物を選びましょう。
- 地産地消や食育に積極的に取り組みましょう。

【事業者の取り組み】

- 営農していない農地については、放置せず関係機関に相談するなどし、耕作希望者へ提供しましょう。
- 減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業に取り組み、「認定農業者」へ申請したり、生産した農作物を「いばらきエコ農産物」など環境保全ブランドとして登録しましょう。
- 農村交流に関心をもち、農業体験やクライנגアルテン(滞在型市民農園)などの受け入れを検討しましょう。
- 飲食店では地産地消を実施し、地元の農産物を積極的に取り入れましょう。

【環境指標】

指標（●：成果指標, ○：活動指標）	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● 農地や平地林との親しみやすさに対する満足度	%	57.7	60	65
● 経営耕地面積	ha	2,499 [※]	2,495	2,490
● 耕作放棄地面積	ha	117 [※]	116	105
● 平地林面積	ha	236	224	212
○ 地域営農集団延べ組織数	団体	5	6	7
○ 新規就農者数	人	4	6	8
○ 農薬散布回数（秋冬野菜）	回	6	6	6
○ 農産物直売所数	箇所	5 [※]	10	10
○ 農産物販売促進活動回数	回	11 [※]	10	10
○ 給食の主食残食率	%	11.0 [※]	9	7
○ 都市住民に対する体験農業等の受け入れ件数	件	1	2	2

※ H22 年度データ



▲ 市内の田園風景



▲ 市内の田園風景

〔自然環境〕

2) 動植物・生態系 / 健全な生態系の保全

【現状】

本市では市域の61.9%を農地や平地林など、野生生物の生息空間となる自然的土地利用が占めています。

環境省による自然環境保全基礎調査によると、本市において、環境省のレッドデータブックにて絶滅危惧Ⅱ類に指定されているメダカやタガメ、茨城県のレッドデータにて危惧種に指定されているゲンジボタルや危急種に指定されているキキョウなどの、希少生物の生息が確認されています。

また一方で、市内において特定外来生物に指定されているウシガエルやカダヤシ、アレチウリをはじめ、アメリカセンダングサやオオオナモミ、アカミタンポポなど、外来種も多数観察されています。



▲ セイタカアワダチソウ

【主な課題】

- 希少動物の保護・保全
- 外来種の移入及び拡大の防止
- 野生生物の生息空間の保全

【市の取り組み】

野生生物の適切な管理

野生生物の保全

- | | | |
|---|--|-------|
| 1 | 市内の在来種・希少生物の生息状況の調査・観察及びその生息空間の管理に努めます。 | 生活環境課 |
| 2 | 広報紙や講習会を通じて、放し飼いや放流等の禁止などペットの適切な管理指導に努めます。 | 生活環境課 |

外来種の適切な管理

- | | | |
|---|--|--------------|
| 3 | 外来生物法に基づき、特定外来生物をはじめとする外来種が健全な生態系の維持に与える影響や、飼育の禁止など、外来種に対する情報提供を通じた、理解促進及び外来種の持ち込み等の禁止に関する指導に努めます。 | 生活環境課
農政課 |
| 4 | 外来種の駆除及び相談窓口の設置を検討します。 | 生活環境課
農政課 |

生物多様性に関する理解促進

- | | | |
|---|---|--------------|
| 5 | 学校の授業や野外活動を通して、子ども達の生物多様性に対する理解促進・意識啓発に努めます。 | 生活環境課
指導課 |
| 6 | 生物多様性センターと連携し、野生生物の生息状況調査など、子ども達の生物多様性保全活動への参加を促進します。 | 生活環境課 |

生息空間の保全

開発における環境負荷の低減

- 7 公共事業における環境影響評価の手続き等に基づき、環境配慮や負荷低減 担当各課に努めます。

生物の生息空間の連続性の形成

- 8 公共事業において、環境負荷の小さい工法の選択に努めます。 担当各課
- 9 【自然環境:農地・里地(28～30 ページ), 快適環境:水辺・緑地(43～44 ページ)に関わる施策を参照】

【市民の取り組み】

- 市や市民団体が実施する生物調査や、野生生物の保護・保全活動に協力しましょう。
- 外来種の持ち込みや飼育、放流はしないようにしましょう。
- 自然観察イベント等に参加し、自然環境への理解を深めましょう。

【事業者の取り組み】

- 事業を行う際には環境負荷の小さい工法を選択し、環境負荷を抑えるように努めましょう。
- 工事等における資材調達に際して、外来種の持ち込みが無いよう注意しましょう。

【環境指標】

指標 (●:成果指標, ○:活動指標)	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● 身近な自然や生き物とのふれあいやすさに対する満足度	%	57.0	58.5	60
○ 市内の野生生物の生息状況調査・観察回数	回	0	1	1
○ 外来種駆除件数	件	0	1	1

〔生活環境〕

1) 水環境 / 良好な水環境の保全

【現状】

本市では鬼怒川や西仁連川、田川が市内を流れており、農業を支えるとともに、人々の生活へうるおいを与えています。これらの河川においては、毎年水質調査を行い、経年でモニタリングを行っており、概ね環境基準を達成しています。

しかし、農村地域の混在化や生活様式の変化等により、農業用水の水質が悪化する事態を招いており、現在、生活排水による水質汚濁の防止が特に必要な地域として、県による生活排水対策重点地域の指定を受けています。

処理施設整備計画に基づき合併処理浄化槽の設置補助を行うなど、生活排水処理施設整備に努めています。



▲ 鬼怒川の風景

【主な課題】

- 生活排水処理施設の計画的な整備
- 日常生活・事業活動に伴う水質汚濁の軽減
- 土壌の保全

【市の取り組み】

水質汚濁の防止

河川や用地の水質状況の把握

- 1 市内河川の水質測定を季節ごとに実施し実態を把握するとともに、広報紙等で公表します。生活環境課

適切な排水処理の推進

- 2 「結城市生活排水処理施設整備計画」に基づき、計画的な公共下水道処理施設の整備に取り組みます。下水道施設課
- 3 浄化センターや管渠等の公共下水道施設の整備による、汚水及び雨水の適正処理を推進します。下水道施設課
- 4 公共下水道接続に関する普及促進PRチラシの配布や、未接続世帯に対する接続改修工事費用の助成等を通して、公共下水道への接続を促進します。下水道業務課
- 5 公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域外における、合併処理浄化槽設置者に対する補助金交付を通して、合併処理浄化槽設置の普及を促進します。生活環境課
- 6 農業集落排水施設の改修など、農業振興地域における、農業集落排水施設の整備推進・適正管理に取り組みます。耕地課

家庭・事業所における汚濁軽減

- 7 下水道展などのキャンペーンや広報紙等による啓発を通して、生活排水の汚濁軽減に取り組みます。 下水道業務課
- 8 水質汚濁防止法に基づき、協定の締結や指導など、工場や事業所における事業活動に伴う汚染物質排出規制に努めます。 生活環境課

河川の清掃

- 9 河川クリーン作戦をはじめ、市民との協働による河川敷の清掃など河川環境の美化に取り組みます。 土 木 課
- 10 関係機関と協力し、市民や事業所による「川の里親制度」について検討します。 生活環境課
土 木 課

土壌の保全

地下水の水質状況の把握

- 11 関連機関と連携し、市域の地下水質調査結果の把握・公表に努めます。 生活環境課

環境保全型農業の促進

- 12 【自然環境：農地の保全(29 ページ) に関わる施策を参照】

地盤沈下の防止

- 13 「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づいた、地下水の採取規制及び許可に関する周知・理解促進に努めます。 生活環境課
- 14 浸透枿などの整備により、雨水の地下還元に努めます。 土 木 課
開 発 指 導 課

【市民の取り組み】

- 公共下水道や農業集落排水への接続もしくは、合併処理浄化槽の設置・維持管理に取り組み、生活排水による汚濁防止に努めましょう。
- 無リン洗剤など環境負荷の小さい洗剤を利用しましょう。
- 「河川クリーン作戦」などに参加し、河川の美化活動に取り組みましょう。

【事業者の取り組み】

- 事業活動に伴う排水は敷地内において確実に処理し、基準値を超えないようにしましょう。
- 農薬や化学肥料等を適正に処理するとともに、減農薬、減化学肥料などの環境保全型農業に努めましょう。

【環境指標】

指標（●:成果指標, ○:活動指標）	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● 川や用水路等の水のきれいさに対する満足度	%	43.4	45	50
● 公共用水域の環境基準値(BOD値)超過件数 ^{※1}	件	0	0	0
○ 供用開始面積(公共下水道が整備された面積)	ha	760	800	997
○ 公共下水道普及率(供用開始区域内人口/行政人口)	%	48.8	50.8	68.4
○ 公共下水道新規接続件数	件	300	300	300
○ 水洗化率(供用開始人口/供用開始区域内人口)	%	95.3	93	97.9
○ 汚水処理水量	m ³ /日	10,300	10,900	20,200
○ 合併処理浄化槽設置基数	基	80	80	80
○ 農業集落排水接続率	%	61.0 ^{※2}	85	95
○ 雨水幹線管渠整備延長	m	9,970	10,290	20,270
○ 市道の側溝整備延長	km	195	203	213
○ 河川の清掃活動の実施回数	回	1	1	1

※1 測定箇所 河川 / 鬼怒川 2ヶ所, 田川 1ヶ所, 西仁連川 3ヶ所
工場排水 / 22ヶ所

※2 H22年度データ



▲ 田川の風景[※]



▲ 西仁連の風景



▲ クリーン大作戦の様子

※ 写真提供：結城写遊クラブ

〔生活環境〕

2) 廃棄物 / 3Rの推進を通じたごみ減量・資源の有効活用

【現状】

本市では筑西広域市町村圏事務組合の環境センターにおいてごみ・し尿の処理を行っています。ごみ排出量は年々減少する傾向にあり、一般家庭から排出される生活系ごみの1人1日あたりのごみ排出量は、茨城県内の平均とほぼ同等の値を示しています。

ごみ減量へ向け、市では環境講座の開催や“ごみレンジャー”による分かりやすい広報等を通して3Rや正しいごみ出し方法の普及・啓発を行っているほか、生ごみ減量化器具購入費補助金制度や、ごみ及び資源物集積所補助金制度を実施するなど、市民の取り組みを支援しています。



▲ ふれあい出前講座の様子

【主な課題】

- 各主体が一丸となった3Rの推進
- 適切にごみ処理の促進

【市の取り組み】

ごみの発生抑制

計画的なごみ減量活動の推進

- | | | |
|---|--|-------|
| 1 | 毎年作成している「一般廃棄物処理計画」や、環境センターにおける「一般廃棄物処理基本計画」の策定・推進を通して、計画的な3Rの推進に努めます。 | 生活環境課 |
|---|--|-------|

家庭におけるごみ減量対策の促進

- | | | |
|---|--|----------------|
| 2 | 生ごみ減量化器具の購入費補助等を通して普及促進を図り、一般家庭の生ごみの減量化を促進します。 | 生活環境課 |
| 3 | 環境講座の開催や広報紙、ホームページ等を通して、家庭において実践できるごみ減量活動を周知し、市民の取り組みを促進します。 | 生活環境課
協働推進課 |
| 4 | レジ袋無料配布中止キャンペーン等における広報により、マイバック利用の推進を図るなど、レジ袋削減を促進します。 | 生活環境課 |
| 5 | 市内におけるフリーマーケットの開催や、不要になった物の情報交換窓口の設置など、市民間のリユース促進に努めます。 | 生活環境課 |

事業所におけるごみ減量対策の促進

- | | | |
|---|---------------------------------|-------|
| 6 | 事業所に対する、産業廃棄物の減量化及び再生利用を働きかけます。 | 生活環境課 |
| 7 | 公共事業における建築廃材等の発生抑制や再利用を推進します。 | 担当各課 |

資源の再使用・再生利用の促進

一般廃棄物の再使用・再生利用の促進

- 8 「ごみ及び資源物集積所補助金制度」を通して、資源物の回収を促進します。 生活環境課
- 9 生ごみ減量化器具購入費補助金制度の活用を通して、生ごみの堆肥としての資源化に取り組むとともに、堆肥の利用方策について検討します。 生活環境課
- 10 給食や飲食店、食品加工工場等の食品残さをエコフィード*として活用します。 担当各課

リサイクル製品の使用促進

- 11 広報紙やホームページ、市の率先行動を通して、市民・事業者に対するグリーン購入の理解促進を図るとともに、普及促進に努めます。 生活環境課

ごみの適正処理の促進

適切なごみ処理方法の徹底

- 12 ごみの適切な分別方法や家電リサイクル法に基づいた家電のリサイクルなど、ごみ収集に関わる規制を周知し、徹底します。 生活環境課
- 13 集積所の立会いや自治会などにおける分別説明会開催を通して、分別方法等の理解促進に取り組みます。 生活環境課
- 14 関係機関と協力した、農業用ビニール回収の促進及び適切な処理方法の周知に取り組みます。 農政課

集積所の適切な管理

- 15 「24時間リサイクルステーション」の適切な運営・管理に取り組みます。 生活環境課
- 16 ごみ収集推進に向けて、資源物混入率のデータ収集など、排出されたごみの実態を調査・把握します。 生活環境課

広報の充実

- 17 「かんきょうカレンダー」や「ごみレンジャー」等を用いた、誰にでも分かりやすい広報に取り組み、適正な処理を促進します。 生活環境課
- 18 広報紙の配布や訪問等を通して、事業所に向けた各種リサイクル法の周知・徹底に努めます。 生活環境課

【市民の取り組み】

- 市のホームページや広報を活用し、家庭で出来るごみ減量活動を実施しましょう。
- 買い物をする際は簡易包装の商品を選ぶとともに、マイバックを持参しましょう。
- メニューや調理方法の工夫により、調理くずや食べ残しなどの生ごみの減量に努めるとともに、発生した生ごみは生ごみ減量化器具等を活用して減量化やリサイクルに努めましょう。
- 資源物は地域で取り組む集団回収に参加したり、店頭回収に出しましょう。
- 市が行う分別説明会に参加しごみの分別方法を守るとともに、「家電リサイクル法」により資源回収が義務付けられているテレビや冷蔵庫等の家電は適正に処理しましょう。

【事業者の取り組み】

- 卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材等の発生抑制に努めましょう。また、消費者に対してマイバックの利用を呼びかけましょう。
- 飲食店や食品加工工場では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯などの生ごみの減量に努めましょう。
- 事業に伴って発生したごみは決められた排出ルールを守って排出者の責任において適正に処理し、産業廃棄物は適正な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適切に処理しましょう。
- 建設業者等は、「建設リサイクル法」に従い、産業廃棄物の再資源化及び適正業者への委託により不法投棄の未然防止に努めましょう。
- 農業で利用するマルチビニールなどは適切に処理し、燃やさないようにしましょう。

【環境指標】

指標（●：成果指標，○：活動指標）	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● ごみ出し状況(分別・収集方法)のよさに対する満足度	%	71.7	75	80
● ごみ収集量	t	11,385*	10,718	10,182
● 1人1日あたりのごみの排出量	g	1,027*	955	907
● 一世帯の年間ごみ排出量	kg	730	693	657
● ごみ資源物比率	%	15.9*	18.5	21
● 再資源化率	%	21.0	25.0	30.0
○ 生ごみ減量化器具購入費補助件数	基	25	30	30
○ 実態調査箇所数	箇所	8	8	8
○ 集積所の早朝立合箇所数	箇所	50	50	50
○ 環境講座参加者数	人	30	30	30
○ 分別説明会の開催数	箇所	20	20	20

※ H22 年度データ

〔生活環境〕

3) くらしに身近な環境 / 身近な生活環境の保全

【現状】

私たちの生活は、大気汚染や悪臭、騒音など、日常生活や事業活動に伴って生じる環境の変化の中にあります。

本市におけるこのような生活環境に対し、市民は概ね満足を示していますが、一部では野焼きをはじめとする大気環境や悪臭に対して、苦情が寄せられており、改善が求められています。

現在、市では苦情への対応のほか、典型7公害*に関する監視測定・数値公表を実施しています。また、事業活動に伴う環境負荷の低減に向けた環境特定事業者との環境保全の協定を締結するなど、公害防止の推進に取り組んでいます。



▲ 幹線道路沿道

【主な課題】

- 公害防止の推進
- 生活に伴う悪臭や騒音等の発生抑制
- 有害物質による問題の未然防止

【市の取り組み】

悪臭の発生抑制

日常生活における悪臭の発生抑制

- | | | |
|---|------------------------------------|--------------|
| 1 | ホームページや広報紙を通して、野焼き禁止に対して周知し、徹底します。 | 生活環境課 |
| 2 | 地域住民による側溝の清掃活動に協力し、推進します。 | 生活環境課
土木課 |

事業活動に伴う悪臭の発生抑制

- | | | |
|---|--|--------------|
| 3 | 悪臭防止法及び大気汚染防止法に基づき、協定の締結や指導など、工場や事業所における事業活動に伴う悪臭の発生抑制に努めます。 | 生活環境課 |
| 4 | 家畜ふん尿の適切な処理指導等により、畜産業に伴う悪臭発生抑制を促進します。 | 農政課
生活環境課 |

騒音の発生抑制

生活騒音の発生抑制

- | | | |
|---|--|-------|
| 5 | ピアノやカラオケなど、近隣住宅へ迷惑をかける家庭騒音に対する指導に努めます。 | 生活環境課 |
| 6 | コンビニなどの夜間営業店舗やパーキングにおけるアイドリングストップなど、騒音発生抑制指導に努めます。 | 生活環境課 |

事業活動に伴う騒音の発生抑制

- | | | |
|---|---|-------|
| 7 | 騒音規制法に基づき、協定の締結や指導など、工場や事業所における事業活動に伴う騒音の発生抑制に努めます。 | 生活環境課 |
|---|---|-------|

道路における騒音の発生抑制

- | | | |
|---|-------------------------------------|-------|
| 8 | 発注機関に対する要請などを通して、道路工事等に伴う騒音抑制に努めます。 | 担当各課 |
| 9 | 関係機関と連携した、幹線道路における騒音測定の実施・把握に努めます。 | 生活環境課 |

公害監視活動の推進

公害の監視測定・公表・指導

- | | | |
|----|--------------------------------------|-------|
| 10 | 典型7公害に関する監視測定を実施するとともに、数値を公表します。 | 生活環境課 |
| 11 | 公害に関する市民からの苦情への対応及び発生源に対する指導に取り組みます。 | 生活環境課 |

有害物質による問題の未然防止

ダイオキシン類の発生抑制

- | | | |
|----|---|-------|
| 12 | ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、野焼きや焼却炉の使用に関する規制・指導に取り組みます。 | 生活環境課 |
|----|---|-------|

放射性物質拡散に関する現状把握

- | | | |
|----|---|-------------------|
| 13 | 市内で(特に子どもが)多く利用する公共施設においてモニタリングを継続実施し、結果を公表します。 | 担当各課 |
| 14 | 測定の結果、基準値以上の空間放射線量が測定された個所については、「放射線測定に関するガイドライン」(平成23年10月21日文部科学省、日本原子力研究開発機構)等に基づき除染を実施します。 | 担当各課 |
| 15 | 周辺より放射線量の高い箇所を発見した場合については、文部科学省へ連絡するとともに、除染を申請します。 | 生活環境課 |
| 16 | 相談窓口を設置し、市民の不安解消に取り組みます。 | 担当各課 |
| 17 | 市民からの要望に対しては、必要に応じて測定機器の貸し出しを行います。 | 担当各課 |
| 18 | 茨城県による放射線アドバイザーの派遣について周知するとともに、市民の要望に応じて放射線に係る講演会の開催を検討します。 | 生活環境課
健康増進センター |

化学物質に関する情報提供

- 19 関係機関と連携し、定期的な化学物質の情報を把握・公表するとともに、必要に応じて規制を行います。生活環境課

化学物質の適正使用・適正管理

- 20 事業所における劇薬など、化学物質等の適正な使用及び管理に関して規制・指導を行います。生活環境課

【市民の取り組み】

- 木くず、紙くず、廃プラスチック等の家庭ごみを屋外で焼却しないようにしましょう。
- 自治会や町内会が行う排水路の清掃作業へ参加するなど、悪臭の発生抑制に協力しましょう。
- 低公害車や低燃費車などの、環境負荷の小さい自動車の選択を心がけましょう。
- 家庭でのピアノやカラオケなどは時間帯や音量に配慮し、近隣住宅へ迷惑をかけないようにしましょう。

【事業者の取り組み】

- 適正な焼却設備を使わずに、木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却ないようにしましょう。
- 農業で利用するマルチビニールなどは適切に処理し、燃やさないようにしましょう。
- 騒音規制法に従い、工場や事業所からの騒音発生抑制に努めましょう。
- 悪臭防止法に従い、工場や事業所からの悪臭発生抑制に努めましょう。
- 家畜を飼育する際は、排泄物を適正に処理しましょう。
- 自動車の適正な整備に努め、低公害車や低燃費車などの導入を検討しましょう。

【環境指標】

指標（●：成果指標，○：活動指標）	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● 空気のきれいさ、においなどに対する満足度	%	55.0	57	60
● 家の周りの静けさなどに対する満足度	%	69.2	72	75
○ 公害苦情件数	件	243	221	200
○ 放射性物質のモニタリング回数※	日	—	365	365

※ 市役所に測定器を設置したため、毎日測定となる

〔快適環境〕

1) 水辺・緑地 / 身近で安らぎのある空間の形成

【現状】

本市は鬼怒川や西仁連川、田川が南北に流れ、一面に広がる農地とともに美しい田園風景を有しています。鬼怒川は良好な水質状況から「きれいな川」に分類され、多くの生き物が生息しており、田川においても秋にはサケが溯上してきます。

市では河川愛護月間に併せて、河川のクリーン作戦を実施しており、河川敷の清掃など市民と協働して河川環境の美化に取り組んでいます。

また、市内においてケヤキ公園やかなくぼ総合運動公園をはじめとする大小多数の公園を有しており、公園整備を通して市民の安らぎの場を形成しているほか、「花と緑の街づくり推進事業」に基づき、市民とともに市街地の緑化に取り組んでいます。



▲ 四ツ京近隣公園の風景

【主な課題】

- 親しみと安らぎのある河川の保全
- 身近で安心・安全な公園の整備・維持管理の推進
- 緑化の推進・緑地の保全

【市の取り組み】

うるおいある親水空間の整備

水とふれあう身近な環境整備

- 1 親水公園*や散策路、サイクリングロードなど、安全に水とふれあうことができる 担当 各 課
親水空間の整備に努めます。
- 2 水路やビオトープ*の整備など、市街地における水環境の創出に努めます。 担当 各 課

水質保全

- 3 【生活環境:水質汚濁の防止(34～35 ページ)に関わる施策を参照】

親水空間の活用

- 4 水生生物の観察会など、市内の河川やビオトープなど親水空間において水環 担当 各 課
境を学ぶ機会の提供に努めます。

安全な水辺の整備

安全の確保

- 5 定期的なパトロールにより老朽箇所や危険箇所を把握するとともに、維持管理 担当 各 課
に取り組みます。

環境負荷の小さい河川整備

- 6 必要に応じて、河川敷等における植栽への在来種の採用を関係機関に働き 土 木 課
かけます。

市街地の緑化

公園の整備

- 7 計画的な都市公園整備を通して、良好な市街地の形成及び安全で快適なま 都市計画課
ちづくりを推進します。
- 8 除草や公園の樹木管理による、公園・緑地等の維持管理に取り組みます。 都市計画課
- 9 安全安心な憩いの公園提供に向けて、公園施設の老朽化及び機能低下した 都市計画課
施設の改善に取り組みます。
- 10 公園愛護協力会への活動支援等を通して、地域住民との協働による公園の 都市計画課
管理及び快適で安全な公園の環境維持を推進します。

緑化活動の推進

- 11 市民と共に育てた花を公園や公共施設等に植えるなど、花と緑の街づくりを推 都市計画課
進します。

【市民の取り組み】

- 「河川クリーン作戦」などに参加し、河川の美化活動に取り組みましょう。
- 緑のカーテンの設置・整備をしたり花を植えるなど生活空間の緑化に努め、花と緑の街づくりに協
力しましょう。
- 公園をきれいに利用するとともに、市や市民団体が行う公園の清掃・美化活動に協力しましょう。

【事業者の取り組み】

- 水辺の工事においては、土砂の流出を防止するとともに、多自然工法の導入や自然護岸の保全・
再生など環境に配慮した工法を選択し、環境負荷の低減に努めましょう。
- 公園をきれいに利用するとともに、市や市民団体が行う公園の清掃・美化活動に協力しましょう。

【環境指標】

指標（●:成果指標, ○:活動指標）	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● 水や水辺との親しみやすさに対する満足度	%	45.1	47	50
● 身近な公園や緑地の多さ, 利用しやすさに対する満足度	%	54.7	57	60
● 都市公園数	箇所	36	41	46
● 管理公園数	箇所	71	76	81
● 市民1人あたりの公園面積	m ²	7.59	8.0	10
○ 団体管理花壇箇所数	箇所	12	12	12
○ 環境美化パートナーシップ事業活動グループ数	団体	23	24	24
○ 公園整備数	箇所	1	5	10
○ 公園愛護協力会数	団体	37	41	46



▲ 四ツ京近隣公園の風景



▲ クリーン大作戦の様子



▲ クリーン大作戦の様子

〔快適環境〕

2) まち美化・マナーモラル / きれいで清潔なまちづくり

【現状】

本市では、身近な道路や公園において市民がボランティアで行う清掃や除草を支援する「環境美化パートナーシップ事業」を実施しており、学校や自治会・町内会、事業所など各種団体が協働で市内の美化活動に取り組んでいます。

しかし一方で、市域において家電や廃タイヤ等の投棄が確認されており、市ではこれらの不法投棄を未然に防止するため、環境監視員制度に基づいた不法投棄の監視や、空地所有者に対する適正管理の呼びかけを実施しています。



▲ 市内に不法投棄されたごみ

【主な課題】

- 協働による美化活動の推進
- 不法投棄防止に向けた実効性のある取り組みの推進
- マナー・モラルの向上

【市の取り組み】

地域環境の美化

美化活動の推進

- 1 「環境美化パートナーシップ事業」を通して、市民の環境美化意識の向上や、協働推進課協働による身近な道路や緑地などの環境美化活動を促進します。

河川の美化

- 2 【生活環境:河川の清掃(35ページ)に関わる施策を参照】

マナー・モラルの向上

- 3 看板設置等により、空き缶やタバコの吸殻のポイ捨て禁止の徹底に努めます。生活環境課
- 4 広報紙等を通じたペットのフンの後始末の徹底など、ペットの適切な管理を呼びかけます。生活環境課
- 5 学校の授業などを通して、子ども達に対する地域環境美化への意識啓発に努めます。指導課
- 6 公園を利用した際やイベント時におけるごみの持ち帰りを指導し、公共の場を美しい状態に維持するよう徹底します。各課
都市計画課

不法投棄の防止

未然防止

- | | | |
|----|---|-------|
| 7 | ホームページや広報紙を通して不法投棄禁止に対して周知し、意識啓発に取り組めます。 | 生活環境課 |
| 8 | 不法投棄がしづらい環境づくりに向け、地権者に対して適切な空地管理を指導・徹底します。 | 生活環境課 |
| 9 | 市民・事業者と連携した草刈やごみ拾いなどの環境美化活動を通して、河川等への不法投棄の防止に努めます。 | 生活環境課 |
| 10 | 広報紙や市民講座において、家電リサイクル法等の理解促進を図り、ごみの適切な処理方法の周知・徹底に努めます。 | 生活環境課 |

徹底した監視体制

- | | | |
|----|--|-------|
| 11 | 不法投棄防止パトロール活動の実施や、環境監視員の配置により、不法投棄に対する徹底した監視に取り組めます。 | 生活環境課 |
| 12 | 実効性のある不法投棄の防止に向けて、監視カメラ設置への助成を検討します。 | 生活環境課 |

【市民の取り組み】

- 「環境美化パートナーシップ」に参加するなど、まちの美化活動に取り組みましょう。
- タバコの吸殻や空き缶・ペットボトル等のポイ捨てはやめましょう。
- ペットのフンは後始末をしましょう。
- 空地の所有者は常に土地の状況を確認し、除草やごみの除去、安全管理などを行って適切に管理し、美化や不法投棄防止に取り組みましょう。

【事業者の取り組み】

- 「環境美化パートナーシップ」に参加するなど、まちの美化活動に取り組みましょう。
- 工場や事業所の敷地内の状況を常に確認して除草やごみの除去、安全管理などを行うなど適切に管理し、美化や不法投棄防止に取り組みましょう。

【環境指標】

指標（●：成果指標，○：活動指標）	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● まちの清潔さ、マナーのよさに対する満足度	%	47.9	48.9	50
○ 環境監視員の委嘱人数	人	15	15	15
○ 不法投棄防止パトロール日数	日	13	13	13
○ 不法投棄に関する苦情件数	件	78	73	68

〔地球環境〕

1) 地球温暖化対策 / 家庭・事業所における温室効果ガス排出抑制

【現状】

近年、地球温暖化が世界規模で問題となっており、対策が急がれています。しかし、その要因は、私たちの生活スタイルや事業活動に起因しており、一人一人の取り組みが必要不可欠です。

本市では、市民・事業者による主体的な地球温暖化対策の促進に向けて、地球温暖化防止キャンペーンやパネル展示の開催など、啓発活動に取り組んでいます。

また、市では「結城市地球温暖化対策実行計画」を策定し計画的な活動を推進するほか、太陽光発電システムを公共施設へ設置するなど率先的に取り組んでいます。



▲ 太陽光発電システム(結城小学校)

【主な課題】

- 市民・事業者に向けた実効性のある温暖化対策の取り組み促進
- 公共交通機関の利便性の向上
- 歩行環境の充実、歩く観光の推進

【市の取り組み】

省エネ・節電の取組促進

ライフスタイルの見直し

- | | |
|--|-------|
| 1 「いばらきエコチャレンジ事業」の広報等を通して、家庭や事業所における取り組みを促進します。 | 生活環境課 |
| 2 「我が家のグリーンカーテン自慢写真展」の開催や、「結城市グリーンカーテンマップ」の作成、公共施設への設置等を通して、グリーンカーテンの普及を促進します。 | 生活環境課 |
| 3 家庭や事業所での活動促進に向けて、「うちエコ診断」や事業所に対する「エネルギー専門家派遣」等の情報提供に努めます。 | 生活環境課 |
| 4 環境家計簿に関する啓発やスマートメータ*の周知など、「CO ₂ の見える化」の促進に努めます。 | 生活環境課 |

情報提供・意識啓発

- | | |
|---|-------|
| 5 「環境講座」や「地球温暖化防止パネル展示」、「ライトダウンキャンペーン」等のイベントの開催及び広報紙を通して、家庭において実践できる取り組みを周知します。 | 生活環境課 |
|---|-------|

市の率先行動

- | | | |
|---|--|----------------|
| 6 | 公共施設における省エネ活動や高効率機器の導入など、「結城市地球温暖化対策実行計画」の実践による市の率先した地球温暖化対策の取り組みを推進します。 | 生活環境課
契約管財課 |
|---|--|----------------|

移動手段の改善

公共交通ネットワークの強化

- | | | |
|---|---|----------------|
| 7 | マイカーから公共交通機関への転換に向けて、市内巡回バスの運行など、市民の公共的な交通手段の確保に取り組みます。 | 介護福祉課
企画政策課 |
| 8 | 水戸線・東北新幹線の利便性向上や輸送力強化に向けた JR への要望活動の実施を検討します。 | 企画政策課 |
| 9 | 先進市町村の交通システムの調査や、新たな公共交通システムを検討します。 | 企画政策課 |

歩行、自転車利用の促進

- | | | |
|----|--|-------|
| 10 | レンタサイクルや「きもの day 結城」の実施、また、歩いて楽しむ観光ルートの検討など、自動車を利用しない観光を促進します。 | 商工観光課 |
| 11 | 安全な歩行・自転車走行空間の確保に向けて、歩道や自転車レーンの整備等に努めます。 | 担当各課 |
| 12 | 市内通学路において暗く危険な場所へ、街路灯を設置します。 | 防災交通課 |

賢い車の利用

- | | | |
|----|--|-------|
| 13 | ノーマイカーデーやエコドライブ*の取り組みに関する情報提供や意識啓発に努めます。 | 生活環境課 |
| 14 | 職員は率先してノーマイカーデーやエコドライブを実践します。 | 生活環境課 |
| 15 | 公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入を検討します。 | 契約管財課 |

再生可能エネルギーの導入促進

太陽光発電の普及促進

- | | | |
|----|---|-------|
| 16 | 太陽光発電システム設置に対する補助金の交付を通して、太陽光発電の普及を促進します。 | 生活環境課 |
| 17 | 学校施設へ太陽光発電システムや発電量モニター、説明パネルを設置するなど、再生可能エネルギーの利用及び環境教育を促進します。 | 学校教育課 |
| 18 | 公共施設への太陽光発電システムの率先導入に努めます。 | 担当各課 |

【市民の取り組み】

- 「環境講座」や「地球温暖化防止パネル展示」等を通して、地球温暖化防止に関わる情報入手に努めましょう。
- 「うちエコ診断」や「いばらきエコチャレンジ事業」への参加など、家庭における地球温暖化防止活動に積極的に取り組みましょう。
- 環境家計簿やスマートメータ等を利用して、家庭で消費しているエネルギー量を把握し、節電・省エネ活動の参考にしましょう。
- 地球温暖化防止に資する高効率機器や省エネ型製品、クリーンエネルギー自動車等を利用しましょう。
- エコドライブに取り組みましょう。
- 市内巡回バスをはじめとする公共交通機関を積極的に利用しましょう。また、近い距離の移動は徒歩や自転車を活用しましょう。

【事業者の取り組み】

- スマートメータの設置や「エネルギー専門家の派遣」を利用するなど、事業所や工場において、節電・省エネ活動に取り組みましょう。
- 地球温暖化防止に資する高効率機器や省エネ型製品、クリーンエネルギー自動車等を利用しましょう。
- エコドライブやノーマイカーデーに取り組みましょう。
- 市外への移動には鉄道(公共交通機関)の利用を心がけましょう。
- 太陽光発電システム設置など、再生可能エネルギーの導入に努めましょう。

【環境指標】

指標（●：成果指標，○：活動指標）	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
○ 市役所における温室効果ガス排出量	t	2,000*	1,800	1,680
○ いばらきエコチャレンジ事業に取り組んでいる世帯数	世帯	59	100	150
○ 節電に努めている市民の割合	%	31.1	40	50
○ 日頃から節電に気をつけている企業の割合	%	30.6	40	50
○ 地球温暖化対策実施事業の回数	回	14	14	14
○ 太陽光発電導入学校数	校	1	4	9
○ 学校における太陽光発電による発電量	kW	24,800	99,200	223,200
○ 学校における太陽光発電による削減電気量	千円	250	1,000	2,250
○ 市内巡回バスの1日平均利用者数	人	12	14	15
○ 結城駅年間乗車数	人	865,415*	865,000	864,000
○ 公共交通機関の利用しやすさに対する満足度	%	30.6	33	35
○ 通学路街路灯の設置数	件	6	10	10

※ H22 年度データ

〔共通事項〕

1) 環境保全に取り組むための基盤づくり / 協働による環境保全活動の推進

【現状】

環境保全に取り組むためには、一人一人の心がけと主体的な行動が重要です。

本市では、市内の小中学校の授業において環境学習が実施されているほか、ふるさと体験事業を通して体験活動の機会を提供しています。

また、市民団体が環境保全活動に取り組んでいるほか、市内の事業者については、ISO14001やエコアクション 21, エコステージの認証を受けるなど環境マネジメントシステムを取り入れて積極的に環境保全へ取り組んでいます。このほか、茨城県エコショップや茨城エコ事業者登録制度など、茨城県の認定制度を受けて取り組んでいる事業者があります。



▲ 協働のまちづくりボランティアの活動の様子

【主な課題】

- 環境教育・環境学習の促進
- 市民・事業者との協働を促進する仕組みづくり
- 市民・事業者の自主的な取り組み促進

【市の取り組み】

環境教育・環境学習の促進

活動機会の提供

- | | | |
|---|--|---------------------|
| 1 | 小中学校の授業や課外活動における環境教育・環境学習の充実を図ります。 | 指導課 |
| 2 | 自然体験や創作活動など、市内の環境資源を用いた体験活動の機会を提供します。 | 生涯学習課 |
| 3 | 自主的な環境学習・環境保全活動の取組促進に向けて、「こどもエコクラブ」や「緑の少年団」の活動案内や広報等に努めます。 | 生活環境課
農政課
指導課 |

教材の充実

- | | | |
|---|--|------------|
| 4 | 小学生の環境学習のための副読本の編集に取り組みます。 | 生活環境課 |
| 5 | 環境に関する図書の導入など、学校図書館や市立図書館における環境関連図書の充実に努めます。 | 指導課
図書館 |

市民の環境保全活動の参加促進

自発的な取組意欲の向上

- | | | |
|---|--|-------|
| 6 | 「結城市協働のまちづくり推進事業補助金」や「協働のまちづくり市民活動報告会・市民講座」の開催などを通して、市民団体等の自発的な活動を促進します。 | 協働推進課 |
| 7 | 広報紙等による市内の市民活動団体のイベント・団体情報等の紹介を通じて、市民活動への参加機会の拡大や市民活動の活性化を促進します。 | 協働推進課 |

協働に向けた仕組みづくり

- | | | |
|---|--|-------|
| 8 | 「結城市協働のまちづくり指針」や「結城市協働のまちづくり推進計画」に基づき、協働による環境保全活動を推進します。 | 協働推進課 |
| 9 | 市域の環境保全に取り組む人材や専門家の活用、環境活動指導者としての養成にむけた体制づくりに努めます。 | 生活環境課 |

情報提供

- | | | |
|----|--|-------|
| 10 | 「ふれあい出前講座」を通して、環境保全や暮らしに役立つ内容の理解促進に取り組むとともに、学習機会の提供を推進します。 | 協働推進課 |
| 11 | 市民のニーズに応えた行政情報の正確な伝達及び継続的な情報公開に努めます。 | 担当各課 |

コミュニティの活性化

- | | | |
|----|--|-------|
| 12 | まちづくりに対する市民意識の向上と、地域コミュニティや市民活動の活性化を促進します。 | 協働推進課 |
|----|--|-------|

事業所における環境保全の取組促進

自発的な取組意欲の向上

- | | | |
|----|---|-------|
| 13 | 取り組み意欲の向上に向けて、事業所の環境保全活動へのインセンティブを付加する「結城市エコ・ショップ認定店舗」や「エコ事業所登録制度」への認定を促進します。 | 生活環境課 |
|----|---|-------|

活動支援

- | | | |
|----|---|----------------|
| 14 | 関係機関と連携し、環境マネジメントシステムに関する情報提供などを通じた取組支援に努めます。 | 生活環境課
商工観光課 |
| 15 | 環境負荷低減に向けた改善策の提案など、技術支援の実施及び事業者の総合的な環境保全行動を促進します。 | 生活環境課 |
| 16 | 「茨城県環境保全施設資金融資制度」の広報等を通して、事業所の環境保全活動に対する支援制度の活用を働きかけます。 | 生活環境課 |

市の率先行動

- | | | |
|----|--|-------|
| 17 | 「ISO14001自己宣言」を通じて、市の率先した環境保全活動を推進します。 | 生活環境課 |
|----|--|-------|

【市民の取り組み】

- 家庭において、子どもと一緒にごみの分別や省エネ活動に取り組むなど、環境教育を実践しましょう。
- 「ふるさと体験学習」など、市の自然環境にふれあう自然体験活動に積極的に参加しましょう。
- 「ふれあい出前講座」など、市や市民団体が開催する出前講座に参加し、環境に関する知識を身に付けましょう。
- 「環境美化パートナーシップ事業」をはじめ、地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- 知識や技術・経験を有する人は、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全活動へ活かしましょう。

【事業者の取り組み】

- 職場における環境教育・環境学習に努めましょう。
- 環境負荷の少ない事業活動に努め、「結城市エコ・ショップ認定店舗」や「エコ事業所登録制度」へ登録しましょう。
- 「ふれあい出前講座」をはじめ、市や市民団体が開催する出前講座などに参加するとともに、講師派遣や資材提供に協力しましょう。
- 「環境美化パートナーシップ事業」をはじめ、地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- 知識や技術・経験を有する人は、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全活動へ活かしましょう。

【環境指標】

指標（●：成果指標, ○：活動指標）	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● 近隣関係や地域コミュニティのよさに対する満足度	%	60.7	62	65
● 学校や地域等での環境学習の充実さに対する満足度	%	54.7	57	60
● 市民一人一人の環境に対する意識の高さに対する満足度	%	35.5	40	45
● ふるさと体験事業参加人数(延べ人数)	人	203	400	400
● 小中学校自然体験・社会体験実施率	%	50*	100	100
● 緑の少年団の登録団体数	団体	1	2	3
● 結城市エコ・ショップ認定店舗数	店舗	8	10	15
○ ふれあい出前講座開催回数	回	59	50	50
○ 市民会議の開催回数	回	0	5	5
○ 地域コミュニティ活動への総助成件数	件	0	2	2
○ 普及啓発活動の回数	回	0	1	1
○ 市民団体活動の広報誌等への掲載回数	回	3	3	3
○ 広報紙配布世帯数	世帯	16,666	18,350	18,500
○ 広報紙設置コンビニ数	店舗	21	21	21

※ H22 年度データ

第5章

重点施策

重点施策1 / 自然環境	
耕作放棄地の活用・解消	56
重点施策2 / 生活環境	
3Rを通じた資源の有効活用と 適切な廃棄物処理の徹底	58
重点施策3 / 快適環境	
美しいまちづくりに向けたマナー・モラルの向上	60
重点施策4 / 地球環境	
身近なことから始める 地球温暖化対策の取り組みの普及促進	62
重点施策5 / 共通事項	
地域が一丸となって環境保全に取り組む基盤づくり	64

第5章では、本市の環境の現況や課題、地域特性などを踏まえ、本計画で掲げる目標の達成に向け、重点的な対応が必要なテーマ・課題について、施策体系の中から特に重要度が高いと考えられる事業を抽出し、具体的な行動計画を示しています。

第5章 重点施策

重点施策 1 / 自然環境

耕作放棄地の活用・解消

【事業の背景・ねらい】

本市は“首都圏の生鮮野菜の供給基地”として、米をはじめ、白菜やレタス、トマトなど多彩な農作物を生産しています。しかし、後継者不足による農家人口の減少や、農業者の高齢化などにより経営耕地が減少する傾向にあります。

耕作放棄地の解消に向けて、就農環境の整備、担い手の育成に取り組むとともに、農業体験による農業の理解促進に努めます。

また、都心から約70kmに位置する本市の地理的条件を活かし、体験農業やクラインガルテン(滞在型市民農園)などのグリーンツーリズムを通して、都市住民の来訪など農業を通じた交流推進を図ります。



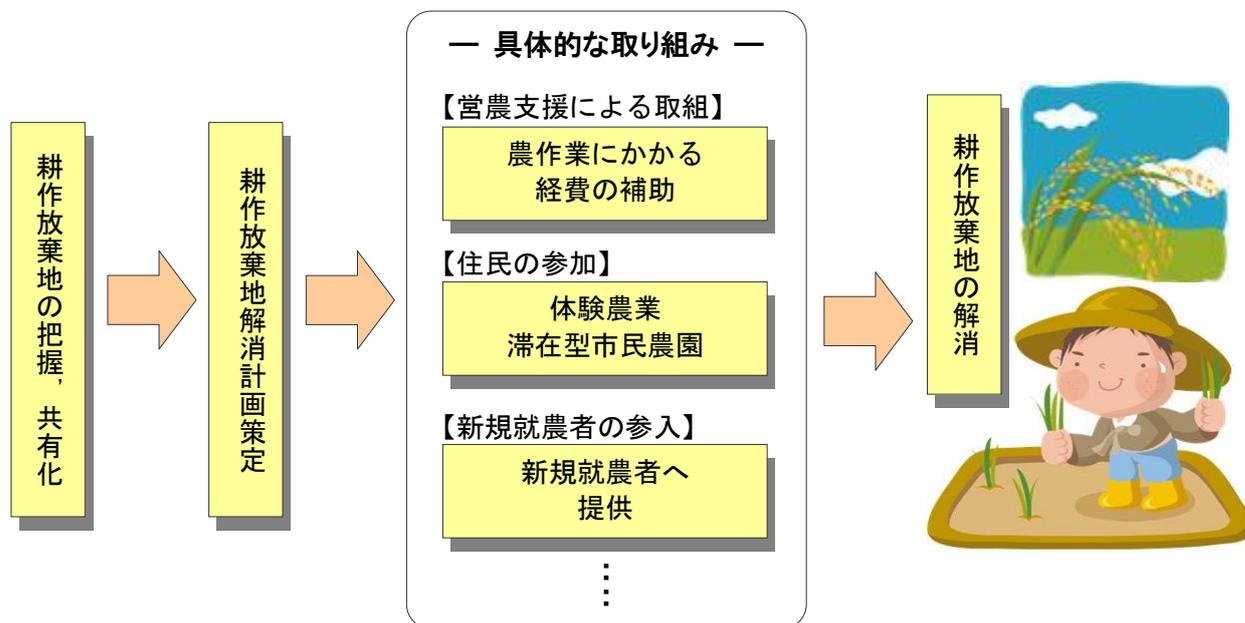
▲ 市内における農作業風景

【環境指標】

環境指標 (●:達成指標, ○:取組指標)	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● 農地や平地林との親しみやすさに対する満足度	%	57.7	60	65
● 経営耕地面積	ha	2,499*	2,495	2,490
○ 新規就農者数	人	4	6	8

※ H22 年度データ

《 耕作放棄地活用・解消に向けたながれ 》



【各主体の取り組み】

市の取り組み（✓：新規の施策）	担当課
<p><u>計画的な取組推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耕作放棄地解消計画の策定などを通じ、耕作放棄地解消に向けて地権者と協力しながら具体的に取り組めます。 	農 政 課 農 業 委 員 会
<p><u>耕作放棄地の把握</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農地に関わる調査や耕作放棄地マップ作成など、耕作放棄地の現状把握に努めます。 	農 政 課 農 業 委 員 会
<p><u>地権者への働きかけ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農地の借り手・貸し手間の調整を通して、農地の確保と有効利用を促進します。 	農 政 課 農 業 委 員 会
<p><u>体験農業等の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の小中学生を対象とした農業体験の実施など、環境教育の一環として農業への理解促進に努めます。 ✓ 体験農業やクラインガルテン(滞在型市民農園)などのグリーンツーリズムの検討を通して、農業への理解促進および地域振興に努めます。 	農 政 課 農 業 委 員 会 農 政 課 商 工 観 光 課
市民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 農業体験に参加しましょう。 	
事業者の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 営農していない農地については、放置せず関係機関に相談するなどし、耕作希望者へ提供しましょう。 ● 農村交流に関心をもち、農業体験やクラインガルテン(滞在型市民農園)などの受け入れを検討しましょう。 	

【今後の展開】

項目	現在～中期目標年度(H27年度)	～最終目標年度(H32年度)
計画的な取組推進	計画策定 → 実施, 体制確立, 見直し	拡大展開
耕作放棄地の把握	継続実施(公表・取り組み効果の検証)	
地権者への働きかけ	周知・理解促進	実施(フィードバック, 活用状況調査)
体験農業等の実施	環境教育として実施	拡大展開 体験農園・クラインガルテン(滞在型市民農園)検討
必要経費の補助	継続実施(公表・取り組み効果の検証)	

重点施策 2 / 生活環境

3Rを通じた資源の有効活用と適切な廃棄物処理の徹底

【事業の背景・ねらい】

本市では、「生ごみ減量化器具購入費補助金制度」や「ごみ及び資源物集積所補助金制度」など、ごみの減量化に向けた市民の取り組み支援を実施しており、ごみの排出量は年々減少する傾向にあります。

今後もさらなる3Rの促進を通して、廃棄物の発生抑制や再利用を進めるとともに、適切な分別を周知・徹底し資源の有効活用促進を図ります。



▲ 説明会(ごみ分別について)の様子

【環境指標】

環境指標 (●:達成指標, ○:取組指標)	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● ごみ出し状況(分別・収集方法)のよさに対する満足度	%	71.7	75	80
● 1人1日あたりのごみの排出量	g	1,027*	955	907
● 再資源化率	%	21.0	25.0	30.0

※ H22 年度データ

◀ 3Rの推進 ▶

①. リデュース / 発生抑制

ごみをつくらない!

- 食べ残しをしない
- 壊れにくく長く使える製品を選び、大切に使う



②. リユース / 再使用

繰り返し使おう!

- 出来るだけ繰り返し使う
- 使わなくなった物は欲しい人へ譲ったり、フリーマーケットへ出す

③. リサイクル / 再生利用

資源として再利用しよう!

- ごみを分別し、再生出来る資源として回収する
- リサイクルされた製品を選ぶ



3Rを推進する体制づくり

- 計画的に3Rを推進するために、計画を策定する
- 各主体に対して、適切なごみの分別方法など、呼びかける
- ごみ排出量をモニタリングする



有害ごみは月1回だよ!

【各主体の取り組み】

市の取り組み（✓：新規の施策）	担当課
<p><u>計画的な取組推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎年作成している「一般廃棄物処理計画」や、環境センターにおける「一般廃棄物処理基本計画」の策定・推進を通して、計画的な3Rの推進に努めます。 	生活環境課
<p><u>ごみ排出の実態把握</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ収集推進に向けて、資源物混入率のデータ収集など、排出されたごみの実態を調査・把握します。 	生活環境課
<p><u>生ごみの減量化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみ減量化器具の購入費補助等を通して普及促進を図り、一般家庭の生ごみの減量化を促進します。 	生活環境課
<p><u>リユースの促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市内におけるフリーマーケットの開催や、不要になった物の情報交換窓口の設置など、市民間のリユース促進に努めます。 	生活環境課
<p><u>資源物の回収促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「ごみ及び資源物集積所補助金制度」を通して、資源物の回収を促進します。 	生活環境課
市民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物をする際は簡易包装の商品を選ぶとともに、マイバックを持参しましょう。 ● メニューや調理方法の工夫により、調理くずや食べ残しなどの生ごみの減量に努めるとともに、発生した生ごみは生ごみ減量化器具等を活用して減量化やリサイクルに努めましょう。 ● 資源物は地域で取り組む集団回収に参加したり、店頭回収に出しましょう。 	
事業者の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材等の発生抑制に努めましょう。また、消費者に対してマイバックの利用を呼びかけましょう。 ● 飲食店や食品加工工場では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯などの生ごみの減量に努めましょう。 ● 事業系ごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。 	

【今後の展開】

項目	現在～中期目標年度(H27年度)	～最終目標年度(H32年度)
計画的な取組推進	計画策定 → 実施、見直し	推進 → 見直し → 推進 → 見直し…
ごみ排出の実態把握	継続実施(公表, 取り組み効果の検証)	
生ごみの減量化	継続実施(利用状況の把握)	補助に頼らない対策の検討・実施
リユースの促進	実施計画の検討・準備	実施 → 効果の検証、見直し → 拡大展開
資源物の回収促進	継続実施(取り組み効果の検証)	

重点施策 3 / 快適環境

美しいまちづくりに向けたマナー・モラルの向上

【事業の背景・ねらい】

本市では、不法投棄の防止に向け、環境監視員制度に基づいた不法投棄の監視や、空地所有者に対する適正管理の呼びかけを実施しています。しかし、不法投棄に関する苦情が市民から寄せられており、市内の平地林や河川敷等においてごみの投棄が確認されています。

また、多くの市民より「ごみのポイ捨てや不法投棄防止に向けた、マナー・モラルの向上」への取り組みが求められています。

定点パトロールの実施のほか、監視カメラの設置など実効性を伴った不法投棄防止対策に努めるとともに、空き缶やタバコのポイ捨て禁止を徹底するなど、地域環境の美化を進めます。

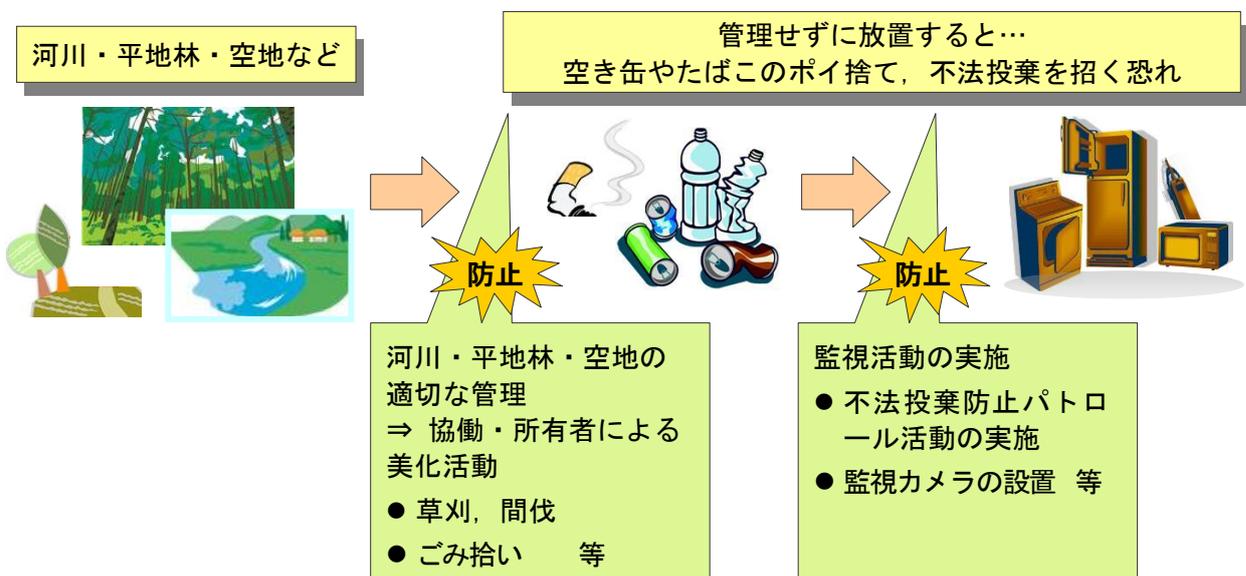


▲不法投棄防止のパトロールの様子

【環境指標】

環境指標 (●:達成指標, ○:取組指標)	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● まちの清潔さ、マナーのよさに対する満足度	%	47.9	48.9	50
○ 不法投棄防止パトロール日数	日	13	13	13
○ 不法投棄に関する苦情件数	件	78	73	68

《 不法投棄の防止 》



【各主体の取り組み】

市の取り組み（✓：新規の施策）	担当課
<p>マナー・モラルの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 学校の授業などを通して、子ども達に対する地域環境美化への意識啓発に努めます。 ● 公園を利用した際やイベント時におけるごみの持ち帰りを指導し、公共の場を美しい状態に維持するよう徹底します。 	指導課 各課 都市計画課
<p>地権者の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄がしづらい環境づくりに向け、地権者に対して適切な空地管理を指導・徹底します。 	生活環境課
<p>環境美化活動による防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市民・事業者と連携した草刈やごみ拾いなどの美化活動を通して、河川等への不法投棄の防止に努めます。 	生活環境課
<p>パトロールの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄防止パトロール活動の実施や、環境監視員の配置により、不法投棄に対する徹底した監視に取り組みます。 	生活環境課
<p>監視カメラの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実効性のある不法投棄の防止に向けて、監視カメラ設置への助成を検討します。 	生活環境課
市民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 空地の所有者は常に土地の状況を確認し、除草やごみの除去、安全管理などを行って適切に管理し、環境美化や不法投棄防止に取り組みましょう。 ● タバコの吸殻や空き缶・ペットボトル等のポイ捨てはやめましょう。 ● 「家電リサイクル法」により資源回収が義務付けられているテレビや冷蔵庫等の家電は適正に処理しましょう。 	
事業者の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 工場や事業所の敷地内の状況を常に確認して除草やごみの除去、安全管理などを行うなど適切に管理し、環境美化や不法投棄防止に取り組みましょう。 ● 事業に伴って発生したごみは決められた排出ルールを守って排出者の責任において適正に処理し、産業廃棄物は、適正な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、不法投棄の未然防止に努めましょう。 	

【今後の展開】

項目	現在～中期目標年度(H27年度)	～最終目標年度(H32年度)
マナー・モラルの向上	継続実施(効果検証) 子供たちに対する意識啓発
地権者の指導	継続実施(効果検証)	指導の強化・徹底
環境美化活動による防止	実施 効果の検証	参加者, 実施範囲の拡大
パトロールの実施	継続実施(報告・効果検証)	
監視カメラの設置	実施計画の検討・予算化 効果の検証 実施 拡大展開

重点施策 4 / 地球環境

身近なことから始める地球温暖化対策の取り組みの普及促進

【事業の背景・ねらい】

本市では地球温暖化防止キャンペーンなど、積極的に温暖化防止の啓発活動を実施しているほか、「結城市地球温暖化対策実行計画」に基づいて、率先的に行動しています。また、多くの市民・事業者が省エネ・節電に取り組んでいます。

しかし、「地球温暖化対策の実施」に対する市民満足度は低く、「新エネルギーの利用促進」や「省エネに関する情報」提供が望まれています。

太陽光発電の普及促進に努めるとともに、普段の生活・事業活動における、各主体の自主的な地球温暖化対策の普及促進を図ります。

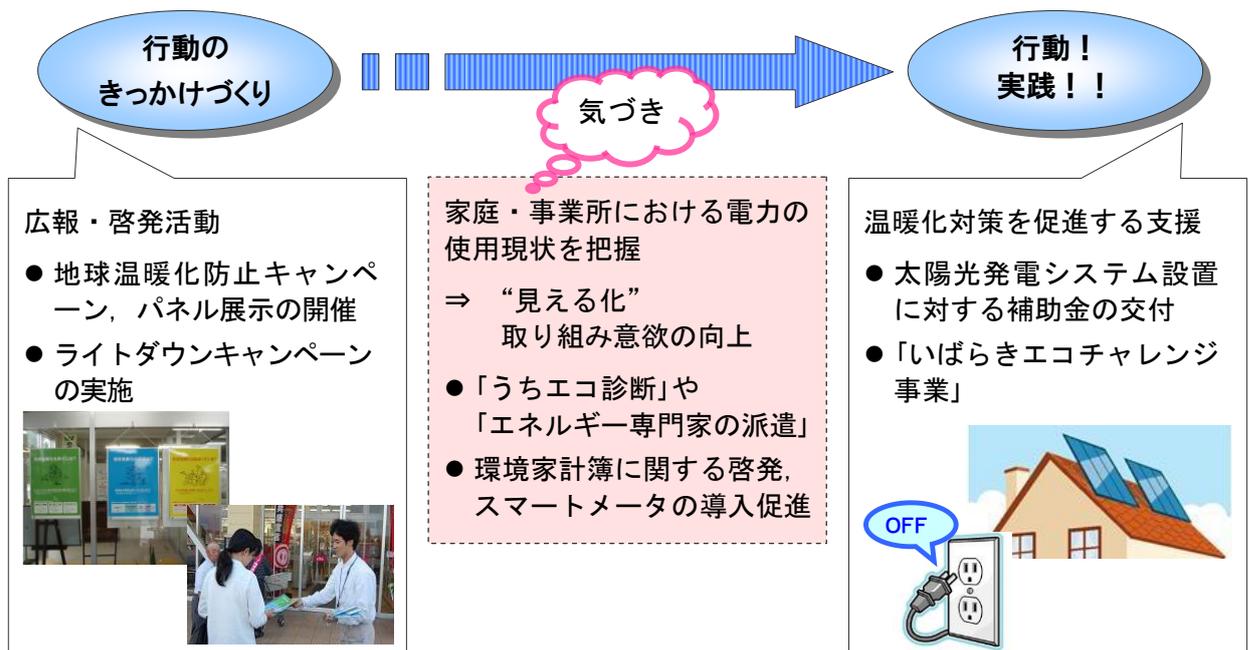


▲ 市役所第2庁舎のグリーンカーテン

【環境指標】

環境指標 (●:達成指標, ○:取組指標)	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
○ いばらきエコチャレンジ事業に取り組んでいる世帯数	世帯	59	100	150
○ 節電に努めている市民の割合	%	31.1	40	50
○ 日頃から節電に気をつけている企業の割合	%	30.6	40	50

《 身近な地球温暖化対策の普及に向けて 》



【各主体の取り組み】

市の取り組み（✓：新規の施策）	担当課
<p><u>エネルギーの見える化促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や事業所での活動促進に向けて、「うちエコ診断」や事業所に対する「エネルギー専門家の派遣」等の情報提供に努めます。 ✓ 環境家計簿に関する啓発やスマートメータの周知など、「CO₂の見える化」の促進に努めます。 <p><u>温暖化対策普及促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「いばらきエコチャレンジ事業」の広報等を通して、家庭や事業所における取り組みを促進します。 ● 「我が家のグリーンカーテン自慢写真展」の開催や、「結城市グリーンカーテンマップ」の作成、公共施設への設置等を通して、グリーンカーテンの普及を促進します。 <p><u>太陽光発電の普及促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電システム設置に対する補助金の交付を通して、太陽光発電の普及を促進します。 	<p>生活環境課</p> <p>生活環境課</p> <p>生活環境課</p> <p>生活環境課</p> <p>生活環境課</p>
市民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「うちエコ診断」や「いばらきエコチャレンジ事業」への参加など、家庭における地球温暖化防止活動に積極的に取り組みましょう。 ● 環境家計簿やスマートメータ等を利用して、家庭で消費しているエネルギー量を把握し、節電・省エネ活動の参考にしましょう。 ● 太陽光発電システム設置など、再生可能エネルギーの導入に努めましょう。 	
事業者の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● スマートメータの設置や「エネルギー専門家の派遣」を利用するなど、事業所や工場において、節電・省エネ活動に取り組みましょう。 ● 太陽光発電システム設置など、再生可能エネルギーの導入に努めましょう。 	

【今後の展開】

項目	現在～中期目標年度(H27年度)	～最終目標年度(H32年度)
エネルギーの見える化促進	結城市版環境家計簿実施計画の検討	作成 試行 本格展開, 拡大
温暖化対策普及促進	グリーンカーテン 継続実施(効果検証)	
	「いばらきエコチャレンジ事業」実施状況の把握, 効果の検証	取り組み水準の高度化
太陽光発電の普及促進	継続実施(設置者への実態調査)	補助金に頼らない方策の検討・実施

重点施策 5 / 共通事項

地域が一丸となって環境保全に取り組む基盤づくり

【事業の背景・ねらい】

本市は、自治会・町内会への加入率が 92.5%と他市に比較して高く、「環境美化パートナーシップ事業」において、市民・事業者と協働で環境美化活動に取り組んでいます。

このような意欲的な市民・事業者に対して活動の場を提供するなど、各主体がやりがいをもち主体的に、相互に協力して環境保全に取り組むための仕組みづくりを進めます。



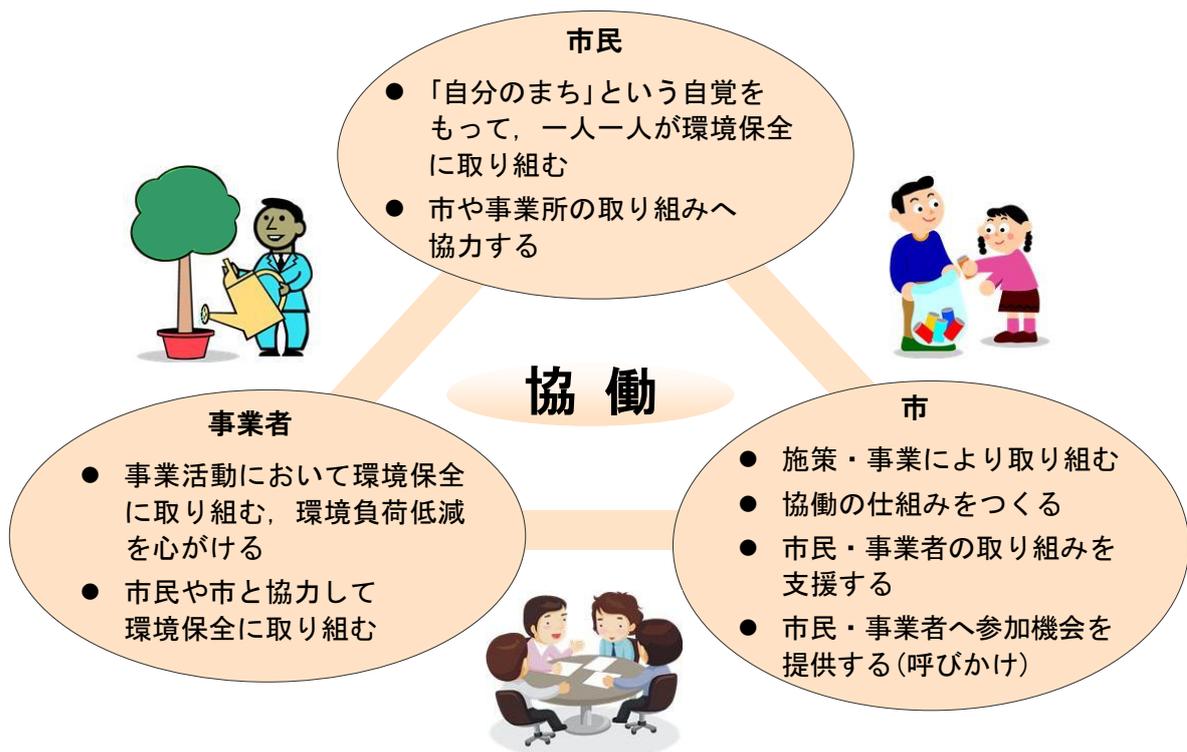
▲環境美化パートナーシップ事業の様子

【環境指標】

環境指標 (●:達成指標, ○:取組指標)	単位	現況 (H23)	目標	
			中間 (H27)	最終 (H32)
● 市民一人一人の環境に対する意識の高さに対する満足度	%	35.5	40	45
● 小中学校自然体験・社会体験実施率	%	50*	100	100
● 結城市エコ・ショップ認定店舗数	店舗	8	10	15
○ 環境美化パートナーシップ事業活動グループ数	団体	23	24	24

※ H22 年度データ

◀ 市民・事業者・市が協力する体制 ▶



【各主体の取り組み】

市の取り組み（✓：新規の施策）	担当課
<p>環境教育の充実</p> <p>✓ 自然体験や創作活動など、市内の環境資源を用いた体験活動の機会を提供します。</p>	生涯学習課
<p>協働に向けた体制づくり</p> <p>✓ 「結城市協働のまちづくり指針」や「結城市協働のまちづくり推進計画」に基づき、協働による環境保全活動を推進します。</p>	協働推進課
<p>市民の取組促進</p> <p>● 広報紙等による市内の市民活動団体のイベント・団体情報等の紹介を通じて、市民活動への参加機会の拡大や市民活動の活性化を促進します。</p>	協働推進課
<p>事業者の取組促進</p> <p>● 取り組み意欲の向上に向けて、事業所の環境保全活動へのインセンティブを付加する「結城市エコ・ショップ認定店舗」や「エコ事業所登録制度」への認定を促進します。</p> <p>● 関係機関と連携し、環境マネジメントシステムに関する情報提供などを通じた取組支援に努めます。</p> <p>● 「茨城県環境保全施設資金融資制度」の広報等を通して、事業所の環境保全活動に対する支援制度の活用を働きかけます。</p>	生活環境課 生活環境課 商工観光課 生活環境課
市民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭において子どもと一緒にごみの分別や省エネ活動に取り組むなど、環境教育を実践しましょう。 ● 「環境美化パートナーシップ事業」をはじめ、地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。 	
事業者の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷の少ない事業活動に努め、「結城市エコ・ショップ認定店舗」や「エコ事業所登録制度」へ登録しましょう。 ● 「環境美化パートナーシップ事業」をはじめ、地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。 	

【今後の展開】

項目	現在～中期目標年度(H27 年度)	～最終目標年度(H32 年度)	
環境教育の充実	実施計画検討(プロジェクト整備)	実施	本格展開
協働に向けた体制づくり	実施計画検討 (新たな協働事業の検討)	実施	取り組み内容の拡大
市民の取組促進	継続実施(市民参画の機会を拡大)		
事業者の取組促進	継続実施(事業者への実態調査)	事業者の要望に応じて支援策を検討	

第6章

計画の推進・進行管理

6-1	計画の推進体制	68
6-2	計画の進行管理	71
6-3	経済的障壁への対応方策の検討	72

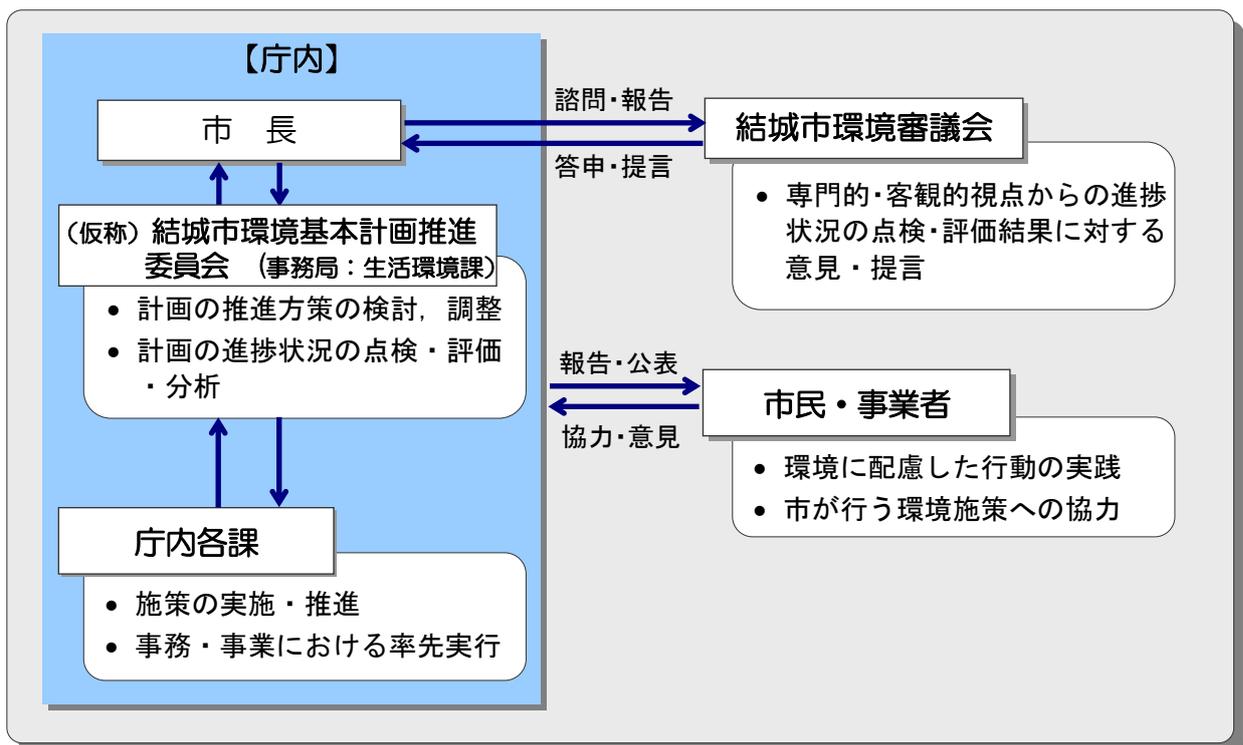
第6章では、計画策定後の実効性を確保するために、市民や事業者、市等が協働して計画を推進・進行管理していくための体制や手法、経済的障壁への対応方策などを検討し整理しています。

第6章 計画の推進・進行管理

6-1 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画で掲げた目指す環境像の実現のためには、一人一人の日々の心がけから、地域や市全体、周辺自治体と協力して実施する事業まで、幅広い取り組みが求められます。市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、協力し、支え合い、一体となってこの計画を推進していくための体制づくりに努めます。



1) 結城市環境審議会

計画の進捗状況や目標の達成状況の点検・評価結果に対して専門的・客観的視点から審議し、意見や提言を行います。

2) (仮称) 結城市環境基本計画推進委員会

本計画で定める施策や事業を総合的かつ計画的に推進していくため、市内の関係課等で横断的な組織を形成し、各課相互の連絡体制をとり、推進方策の検討や市内の調整、進捗状況の点検・評価・分析などを行います。

(2) 市民参加の推進

環境保全を図るためには、日常生活や事業活動において一人一人が意識し取り組むことが最も重要であり、本計画の着実に効果的な推進に向けても、市民や事業者の理解と積極的な参画が必要不可欠です。

市民・事業者・市が互いに果たすべき役割と責任を分担し、良きパートナーとして目指す環境像の実現に向けて取り組むため、「結城市協働のまちづくり指針」に基づいて、市は意識啓発や参画機会の提供、体制づくり等を進め、市民参加の推進を図ります。

【参考:結城市環境基本条例】

(市民等との協働の促進)

第20条 市は、環境基本計画に基づき、それぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に資するための行動を、市民等と協働して行うことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(3) 環境保全に係る情報の収集及び提供

市民・事業者の主体的な取り組み促進に向け、その行動を促す具体的な取り組み方法等を、ホームページや広報、ふれあい出前講座等を活用して分かりやすく提供します。また、本計画の目的及び内容(施策・事業)について周知するとともに、年次報告書を作成し本市の環境の現状や本計画に基づいて実施された施策について公表します。

【参考:結城市環境基本条例】

(年次報告及び公表)

第12条 市長は、毎年度、環境の現状及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表するものとする。

(4) 各種他の計画との連携・調整

本計画は、市域における環境の保全及び創造に関する最も基本となる計画であり、本市が定める他の計画においても本計画との整合が図られている必要があります。

このため、本市が定める他の計画のうち、環境の保全及び創造にかかわる部分については、本計画で定める基本的な方向性に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。

【参考:結城市環境基本条例】

(施策の策定に当たっての配慮)

第11条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図ることにより環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(5) 周辺自治体・関係機関との連携

広域的な環境問題に取り組むにあたっては、市域だけを対象に考えるのではなく、広域的な視点で取り組むことも非常に重要です。

例えば複数の市を流れる河川の整備や水質浄化対策など、広域的視点から取り組む必要があるものについては、周辺自治体や茨城県、関係機関などと連携して事業を推進するとともに、積極的に情報交換や意見交換を図ります。

【参考:結城市環境基本条例】

(国、他の地方公共団体等との協力)

第24条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の推進については、国、他の地方公共団体等と協力するよう努めるものとする。

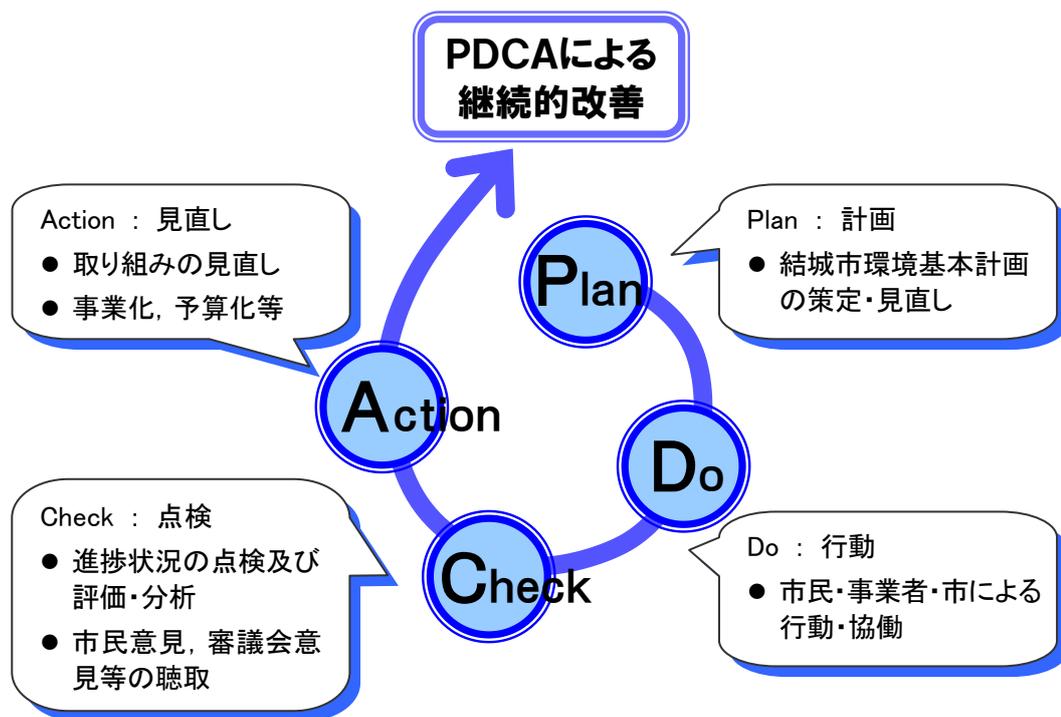
(森林、緑地、水その他の環境の保全及び創造)

第15条 市は、森林、緑地、水その他の環境を保全するため、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と連携し、かつ、市民等の参加又は協力を得て、次の施策を行うものとする。

- (1) 人と自然が共生するみどり豊かな地域の形成を図るため、森林、緑地の保全に必要なこと。
- (2) 多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、河川等の水環境の保全に必要なこと。
- (3) 公共用水域の水質改善を図るため、生活排水、産業排水等による水質の汚濁防止の促進に必要なこと。

6-2 計画の進行管理

本計画の進行管理方策として、Plan(計画)、Do(行動)、Check(点検)、Action(見直し)のPDCAサイクルを基本とした進行管理体制を整備します。P→D→C→A→P→D…とサイクルを繰り返し、向上(スパイラルアップ)させることで、プロジェクトの進行状況における問題を解決、改善しながら、計画に基づく施策の実行性を高め、実効的かつ継続的に計画を推進していきます。



6-3 経済的障壁への対応方策の検討

計画に掲げる目標の達成に向け、施策や事業を中長期的に継続して円滑に推進していくため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。特に重点プロジェクトなど、確実な実施が求められる取り組みについては、市の財政状況を勘案し、国や県などによる補助金制度や支援制度の情報を幅広く収集し活用を検討するほか、「結城市環境基金」などの充実と有効な利用方策を検討するなどしながら、適切な財源の確保に努めます。

また、施策の推進にあたっては、費用対効果を勘案するとともに、市民・事業者の参加と協働を進め、行政と民間企業との連携による事業実施を検討するなど、財政負担を抑えつつ事業の効率的・効果的な推進に努めます。

【参考:結城市環境基本条例】

(経済的な助成の措置)

第21条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めたときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。